

# 第一章 学校教育

## 第一節 学制以前の教育

江戸時代、甲斐国においては官学として甲府学問所があつた。寛政八年（一七九六）、甲府勤番支配近藤淡路守政明のときに創設され、初代教授は富田富五郎（武陵）であつた。はじめは規模が小さく富五郎の役宅を利用してしたが、享和年間になると入学希望者も増え、子弟教育の必要性も増大して独立の校舎が必要となつてきた。そこで享和三年十一月、新校舎が甲府城追手門前に完成し、文化二年（一八〇五）、大学頭林衡によつて「徽典館」と命名され、その四月、松下定信揮毫の徽典館額が掲げられた。

そして江戸の昌平齋から友野雄助、乙黒彦四郎の二名が学頭として派遣された。いわば昌平齋の分校ともいえる官学である。徽典館は主として勤番士およびその子弟などを教育し、昌平齋と同じく儒学、特に朱子学が中心で、大學・中庸・論語・孟子などの四書、易経・書経・詩経・礼記・春秋などの五経のほか、小学、左伝、史記、前漢書、後漢書などを教えた。

徽典館に対して地方には代官支配下の領民の子弟を教育するための郷学があつた。これは代官の支援を受けて設立されたもので、半ばその指導・監督を受けていた。その学習内容は徽典館より低いが、四書五経、小学、左伝、史

記、文選、書道などを教えた。

郷学には、石和教諭所と呼ばれる「由学館」（文政六年創設）、谷村教諭所と呼ばれる「興讓館」、西野手習所と呼ばれる「西野郷学校」（天保七年創設、松声堂、明治初年に創設された北巨摩郡甲村の博文館、台ヶ原宿の時習館、市川大門村の日新館がある。郡内では谷村代官所の隣りに嘉永四年三月、代官佐々木道太郎によって設立され、これが明治五年学制頒布まで郡内教育の中軸をなすものであった。

興讓館の初代教授は雨宮哲助で、佐々木道太郎の招きによって石和教諭所から転じたものである。毎年正月二十五日に開講、十二月二十五日に講納で、休日は毎月朔、十五日、二十八日と五節句、盆中であつた。日課は毎朝素読の授読をし、一・六の日に会説・講積、二・七の日に輪講・講積、三・八の日に作文・講積、四・九の日は詩作、五・一〇の日は習字・講積であつた。なお毎年二月十三日、八月十五日に釈尊を祭り教授が自鹿洞書院掲示を講じた、教職員は教授一名、谷村在住の医師による助教三名で、生徒数は平均百名程度であつた。

幕末には庶民教育の場として寺子屋や私塾が普及した。寺子屋・私塾は文化・文政のころから多く設立されるようになったが、特に天保以降四十年間に爆発的に発生した。これは自然発生的なもので、江戸時代、特に元禄以降は太平がつづき、商業資本のめざましい発展とともに商人・職人はもとより農民大衆まで、商品経済の社会の中で日常生活に必要な文字や簡単な計算が必要となつてきた。また為政者としても諸法度、御触書、高札などを理解させるために文字学習をさせることが必要であつた。こうして読み・書き・算盤そろばんを中心<sup>を</sup>に初等教育機関である寺子屋や私塾が普及し、特に天保以降がその最盛期であつた。本県の寺子屋総数の七二％が天保から明治初年に開設している。

私塾は一般的には寺子屋より程度の高いもので漢字塾が多いが、寺子屋と同じ程度のものであり、その区別は判然としない。寺子屋・私塾は東郡ひがしおのりが最も普及しており、東山梨・西山梨・中巨摩・東八代郡が多く、郡内及び西八

代・南巨摩の河内地方が不振である。

南都留郡のうち谷村及びその近傍のほか、富士吉田・河口湖町地域には左記のとおり、私塾・寺子屋があつたが、河口湖以西の富士北麓は山間へき地で人口も少なく、貧しい地域であつたので寺子屋・私塾の経営も成り立たなかつたであらう。比較的裕福な上級階層の子弟は左記の寺子屋や塾に半ば泊まり込みで子どもを通わせていたに違いない。幕末における富士北麓地域の寺子屋・私塾は次のようであつた。

現河口湖町

	師 匠	職業	学 科	開業期間	
1	大石村	加藤玄庵	医師	読書・習字	安保末〜明治五年
2	河口村	嫩 桂	僧侶	読書・習字	天保〜明治五年
3	河口村	宮下竜仙	神官	読書・習字	幕末〜明治五年
4	河口村	瀨江主膳	神官	読書・習字	幕末〜明治五年
5	河口村	中村良遵	神官	読書・習字	幕末〜明治五年

現富士吉田市

- 1 三餘塾 瑞穂村下吉田、師匠渡辺光高(農)  
 文政十二年開業、のち郷学となり明治五年閉業 教師男二人、生徒男三〇〇人 女一〇人(明治五年調)
  - 2 至誠堂学舎 福地村上吉田、師匠小沢彦選(神官)  
 慶応二年より明治四年まで五年間開業 教師男二人、生徒男四〇人 女二〇人(明治四年調)
- 学 習 年 限 凡そ六歳より二十歳まで
- 学 科 読書・習字、教科書 寺子屋本・四書五経
- 東脩 入門の際酒一升、五節句に重詰
- 謝儀 歳末に金一朱より一両まで

学科 読書・算術、教科書 寺子屋本・四書五経・十八史略・近思録・日本書紀・国史略  
学習年限 五、六歳より十三、四歳まで

束脩 入門の際干魚或は酒等持参

謝儀 年金一分から二分

### 3 福地村ノ内新屋 師匠渡辺秋作(農)

幕末より明治初年まで開業

教師一人、生徒男三三人 女二人(明治四年調)

学科 読書・算術、教科書 寺子屋本・四書五経

学習年限 五・六歳より十三・四歳まで

束脩 入学の際乾魚或は野菜若干

謝儀 金苞分から式分

### 4 福地村ノ内松山 師匠早川与五兵衛(農)

安政年間から明治五年まで開業

教師一人、生徒男三〇人 女二人(明治四年調)

学科 読書・算術、教科書 寺子屋本・四書五経・十八史略

束脩 入門の際乾魚或は野菜若干

謝儀 金苞分から式分

### 5 栖鳳軒学舎 師匠竹谷雪枝(神官・医師)

慶応二年から明治四年まで開業

教師三人、生徒男五五人 女二五人

学科 読書・算術・剣道

教科書 寺子屋本・四書五経・十八史略・蒙求・古事記

束脩 入門の際魚或は酒を持参

謝儀 金毘朱から式朱

6 福地村上吉田 師匠壁谷券助(神官)

天保年間から明治五年まで開業

教師一人、生徒 多いときは八〇人余

学科 読書・算術

7 その他、上吉田の渡辺綱義(農)、新屋村の渡辺清之進(農)、渡辺俊明(農)などの私塾(寺子屋)があった。

このように寺子屋はおもに読書・習字・算盤で、教科書は寺子屋本・四書・五経などを用い、修業年限は五年から七、八年であった。寺子屋本といわれる教科書は初歩的なもので、「いろは名頭字」「是非短歌」「日用文章」「実語教」「国尽」「郷尽」「商売往来」「消息往来」「庭訓往来」などの往来物のどれかが使われていた。習字の手本は多く、師匠自身が書き与えたもので、師匠は国尽、庭訓往来などから書いているので、習字をやりながらのおのずから修身、読方、地理や歴史を学んだものである。

指導形態は個別指導と反復練習が基本で、進度と性別によっていくつかのグループに分け、寺子が多い場合は助教や上級生のなかで、優秀な者が補助的な指導をしていた。寺子屋へ入門するには束脩といって赤飯一重、酒一升を持つ参するのが普通であるが、富士北麓では乾魚や野菜若干が多くみられる。謝儀は盆・暮に金毘分ないし式分が普通である。師匠は厳格であったが、その愛情はこまやかで、小規模なほど家庭的であった。師匠はたいいその地方の名望家であったので父兄も子弟も深く信頼していたので、その感化影響は大きかった。

## 第二節 明治期の学校と教育

### 一、「学制」の公布と学校の創立

明治政府は近代国家を建設する基礎として国民教育を重んじ、明治四年七月、文部省を創設して初代文部大輔に江藤新平が就任した。その十一月には文部大丞田中不二麻呂を欧米教育制度視察のため岩倉大使に随行させた。そして十二月、文部省に「学制取調掛」を置いて新学制の起草にあたらせた。こうして明治五年八月二日、太政官から「学制頒布ニ付被仰出書」が布告された。これは学制頒布に先だつて学制の主旨を明らかにしたもので、その理想を「必ず邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」と述べている。こうして明治五年八月三日「学制」が公布された。

それによると全国を八大学区に分けて大学一校を置き、一大学区を三十二中学区として各区に中学校一校を置き、一中学区を二百十の小学区に分け各区に小学校一校を置くことにした。そして明治六年二月、人口十三万人をもつて一中学区とし、人口約六百人をもつて一小学区を設けるよう指示した。学制が特に主眼をおいたのは小学校で、学制第二十一章に「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ず学バズンバアルベカラザルモノトス」と国民皆学の基本精神を述べている。

次いで五年九月、「小学教則」を公布した。それによると小学校の就学年齢は六歳とし、六歳から八カ年間で修業年限と定め、その課程を上・下の二等に分ち、下等小学は六歳から九歳まで八級四カ年間、上等小学は十歳から十三歳まで、八級四カ年間とした。また教育行政担当者として中学区に「学区取締」十ないし十三名をおき、就学・学

## 第一章 学校教育

校設立・学校管理・経費など学務一切を担当させた。その学区取締は地域の名望家から地方長官が任命したのである。

本県は第一大学区に属し三つの中学区から成っている。第四十三番中学区が西山梨（甲府）・東山梨・中巨摩・北巨摩で、第四十四番中学区が東八代・西八代・南巨摩、第四十五番中学区が南北都留であった。

明治五年新設された学校は振徳館、善誘館、本立館の甲府三校と従来の郷学が小学校に変わった市川校、石和校、谷村校、西野校、武川校、逸見校のみであった。明治六年一月、大阪府参事から山梨県権令として赴任した藤村紫朗は殖産興業とともに教育の振興に意を注いだ。この年六月三日には各区区長に一区一学校の設置を促し、四月には各区区長に小学校建設地及び学童数を調査具申させた。その五月、小学校創建心得を各区区長に達し、日常の冗費（神仏関係の講、縁日、日待ちの類、日常の儀礼など）を省き学費を補うことを布達している。こうして矢つぎ早に小学校建設促進の布達をするとともに、六月には「学制解説」を発行頒布して「学制」の序文を解説し学制の趣旨を県民に周知させようとした。

こうして明治六、七、八年にかけて各地に学校が開設されて、明治八年には二百七十一校に及んだ。明治六年に都留郡で開業した学校は次のようである。（「山梨県史」）

開業日(明治六年)	学校名	学区取締
十一月 十五日	新屋	堀内太一郎
十一月二十日	上野原	細田昌信
十一月二十日	四方津	細田昌信
十一月二十一日	犬目	和智貫平
十一月二十二日	野田	和智貫平

(附屬村 野田尻、大網、桑久保、鶴川、大倉、大曾根、和見)

十一月二十二日 大野(附屬村 上下大野) 和智貫平

十一月二十二日 鳥沢(附屬村 鳥沢、宮谷) 和智貫平

十一月二十三日 花咲 星野喜右衛門

(附屬村、花咲、大月、駒橋、小沢、朝日小沢、小篠、藤崎)

十一月二十三日 猿橋(附屬村 猿橋、殿上) 星野喜右衛門

明治七年開業(「山梨県史」)

一月二十八日 小明見、二月四日 榎原・綱上、二月五日 法能、二月六日 平栗・久礼地、二月七日 鹿留、三月六日 川口、三月二十八日 大石、五月十七日 夏狩、五月十九日 宮谷・葛野、五月二十日 畑倉、十月十九日 十日市場、十月二十日 船津、十一月十二日 大橋、十一月十三日 小沢、十一月十四日 小篠・朝日・藤崎、十一月二十三日 大幡、十二月二十一日 桑窪、十一月二十二日 大倉。

明治八年学校調査表(「山梨県史」)

校名 所屬村 創 立 建 物 教 員 生徒数 校 長

川口 川口村 七年三月六日 民家(借家) 男二人 女二八二人 堀内雄右衛門

大石 大石村 七年三月二十八日 寺院(借家) 男一人 女一五五人 全 右

船津 船津村 七年十月二十日 借家 男一人 女一九一人 全 右

明治九年学校調査表(「山梨県史」)

校名 所屬村 創 立 建 物 教 員 生徒数 主たる者

鳴沢 鳴沢村 九年四月四日 寺院(借家) 男二人 女六四人 渡辺綱義

小立 小立村 八年一月二十日 民家(借家) 男一人 女一〇二人 全 右

渡辺綱義は第三十四区区长兼学区取締であった。鳴沢小学校沿革史によると、明治七年川口学校が創設され、鳴沢



第一章 学校教育

組と大田和組とに半月毎にその分教場を転換して設けた。そして明治九年に鳴沢学校が独立して開校したのである。  
なお勝山学校は明治十一年に開業している。

明治十年学校調査表（『山梨県史』）

学校名	教室数	教員	生徒	首座教員	
川口	五	男三	男一三〇	女三四	竹田唯四郎
大石	三	男一	男五六	女一六	中村 幹
船津	三	男一	男六三	女二	金山徳順
小立	四	男二	男一〇三	女六	相原貞明
鳴沢	二	男二	男三七	女一	小佐野勝平

明治十一年学校調査表（『山梨県史』）

学校名	教員	生徒数	首座教員	
川口	男二	男六九	女六〇	柁原市司
大石	男四	男八三	女四八	平島吉治
小立	男二	男九四	女五	加藤豊寛
鳴沢	男一	男四一	女三	中込 徹
勝山	男二	男五〇	女四八	小佐野勝平
船津	男二	男九二	女一一	中島 幹

明治十二年一月、郡制の改正により従前の学区取締を廃し、一中学区に聯合区を設け十校ないし十五校、広さ五里ないし三里をもって聯合区とし、学区取締はこれが四聯合区・五聯合区を受け持つこととした。また一聯合区には公選にて組合委員を置き小学校長をしてこれに当たらしめた。

第四十五番中学区（郡内）では、南都留郡が第一聯合区（十三校）、第二聯合区（十四校）、第三聯合区（十一校）で、北

都留郡は第四聯合区（十三校）、第五聯合区（十六校）、第六聯合区（五校）で、計七十二校であった（県の通計二百七十六校）。富士北麓は第二聯合区で、明見・瑞穂・福地・船津・小立・勝山・鳴沢・西湖（長浜）・大石・河口・新屋・平野・長山・忍野がこれに属していた。

そして、その学区取締は郡長をもって兼務とした。明治十二年における南都留郡学区取締は、南都留郡長高士高であった。従つて教務監督等は聯合区の組合小学をもって、これに当たらせた。組合小学の趣旨は次の通りである。

今般教育事務ノ便ヲ図リ、各中学区ニ組合小学ヲ編成ス

一、組合小学編成ノ趣旨ハ其ノ組内ノ親睦交際ヲ固クシ、互ニ扶持資益シテ教育ノ進歩ヲ謀ルニアリ、組合各校ハ此ノ意ヲ体シ左右支吾ノ弊ナキヲ期スベシ

一、各組合小学教員ノ中ヨリ十二名ノ委員ヲ公選シ、組合ニ関スル教務ニ付、教務監督学区取締等々往復シ及ビ組内教員ニ報知スル等ノ事ヲ委任スベシ。

これは聯合区が一つの組合小学となり、その組合委員に指導・監督・連絡を委任したわけである。

## 二、学校の変遷と校舎の建築

このようにして多くの学校が開設されてゆくが、それは民家や寺院・神社などを利用して、その教師も従来の寺子屋や塾の師匠が任用され、教科書も発行されていないので多く寺子屋本を使っていた。明治七年十月、県令に昇任した藤村紫朗は、独立した新校舎を建設させるため、七年十月十二日、各区長・戸長に対し、学校用地として官有地（社寺土地や無税地）を具申させた。九年十一月二十八日には各区長・戸長に小学校新築のためのめどを協議するよう指導・督促した。また十年五月二日「学校建築法」を制定して、建築地を選定する留意点、堅ろう耐久的で実用的な平屋建て、窓の取り付け方、天井の構造、教壇、男女の昇降口、便所の造りなど学校建築の基準を細かに指示している。こうして明治十年代に入って、県下に多くの学校が新築されてゆくのである。

り、位置を大田和組と定められた。その校名について次のような校名認可願が出されている。

小学校設置区域	位 置	分 校
大富村・勝山村 河口村、大石村 長浜村、西湖村 <small>東八代郡</small>	大富村小立組 河口村廣瀬組	西湖村内根場
鳴沢村・大嵐村 瑞穂村 福地村 明見村	大嵐村内大田和組 瑞穂村 福地村 明見村	鳴沢組
忍野村・中野村	忍野村内内野組	中野村平野組 中野村山中組

鳴沢小学校『百年のあゆみ』によると、鳴沢村では明治十二年、鳴沢組と大田和組の中央字境野に校舎を新築し、鳴沢学校と称したとある。

明治十九年十二月、「小学校設置区域及位置」を定めた。それによると富士北麓地域は上記のようであった。

なお高等小学校の区域は大富・勝山・河口・大嵐・長浜・瑞穂・福地・明見・忍野・中野村が一区をなし、学校位置は福地村と定められた。

この学区変更により、鳴沢村と大嵐村が合して一学区とな

校名認可願

南都留郡大嵐村  
全 郡鳴沢村 学校

一、右名称 神野尋常小学校

南都留郡長浜村 学校

東八代郡西湖村 学校

一、右名称 足和田尋常小学校

今般当郡内ニ設置可致尋常小学校ノ義訓第廿弍号ノ御訓令ニ基キ前書ノ通り取調書御認可被成下度此段奉願候也

明治廿年三月三十一日

戸長 早川浩

山梨県知事 山崎直胤殿

前書何書ニ付進達候也

明治廿年三月卅一日

南都留郡長 葉袋義一

右のように郡長の添書を付して願ひ出たが、その結果次のように指示された。

書面大嵐村ニ設置ノ小学校ハ大田和尋常小学校ト称シ、長浜村ニ設置ノ小学校ハ長浜尋常小学校ト称スベシ

明治廿年四月四日

山梨県知事 山崎直胤

このことについて『鳴沢小学校沿革史』は次のように記している。

明治二十年四月学制ノ変更ニ依リ鳴沢学校ト大嵐学校ヲ合併シテ、鳴沢村大字大田和組ニ尋常小学校ヲ設置シ、字名ヲ取リ校名ヲ大田和ト称シ、鳴沢組ニ分教場ヲ置キタリ、当時ノ教員ハ小川義苗、中村徳次郎、三浦豊蔵ノ三氏ニシテ、生徒ハ本校及分校共合計六拾名強ナリキ。

このときの鳴沢学校建築の記録が、その請負大工であった鳴沢村鳴沢の佐藤直好氏の家に保存されている。その内容は次のようである。

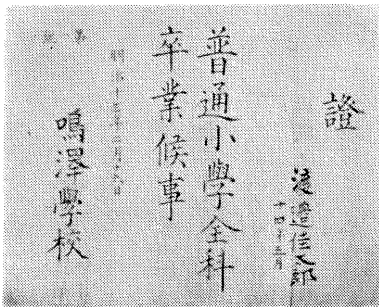
明治二十二年十二月廿一日制之

学校新築費出納帳

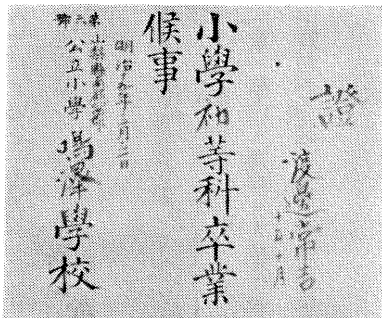
記

一、金貳拾円也 新築費

明治二十年十二月廿一日正ニ受取



鳴沢学校卒業証書第1号



明治15年卒業証書

第一章 学校教育

遣払之部

十二月廿一日

一、金拾六銭 酒式升 杣二遣ス

十二月廿一日

一、金拾円也 杣費二遣ス

これはおそらく材木費であろう。以下縄や釘まで細かい支出が書いてあり、裏面に世話人三浦満正、渡辺幸治、渡辺善次右衛門、佐藤直右衛門と記してある。

別冊は、表紙に「鳴沢学校諸事伝馬帳」幹事補小林とあり、その第一ページに次のように記している。

明治十九年十一月十二日

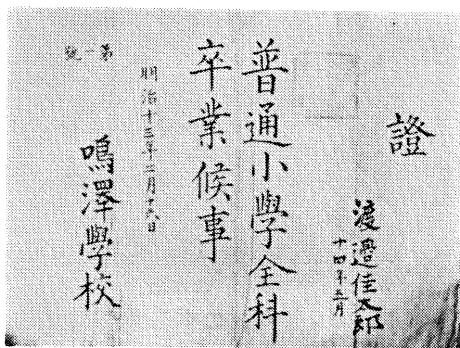
南都留郡第拾三学区

鳴沢学校控諸事伝馬帳

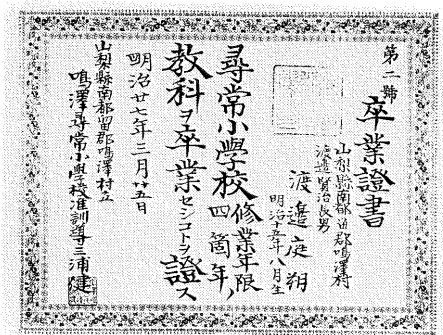
幹事 渡辺綱義

そして次のページから多くの人の氏名と数字だけを書いてあるが、その意味がわからない。

もう一冊は表紙に、「明治二十年十二月十五日、学校新築伝馬帳」とあり、内容は学校新築に従事した人々、長木かわむぎ、たてまへ人夫、目板びき、やぬり、えんぶき、木びき、大工等職人や人夫の



鳴沢学校卒業証書



鳴沢尋常小学校卒業証書

氏名が書かれている。

明治二十一年四月二十五日市町村制が公布され、二十二年七月一日、鳴沢村・大嵐村が合併して鳴沢村となる。『鳴沢小学校沿革史』に「明治二十四年村会ノ議決ニ依リ、其ノ筋ノ允許ヲ得テ分教場ニ於テ三年級以上ヲ教授スルタメニ教員一人ヲ増加ス」とあり、二十五年四月分教場を廃して鳴沢小学校を設置した。このとき大田和尋常小学校は学校位置の字名により長塚尋常小学校と改称したようである。この年鳴沢尋常小学校の生徒数は男五十三人、女一人で、長塚尋常小学校の生徒数は男四十人、女三人であった。

ところが、長塚と大嵐の間の距離が遠く通学道路困難ということで、次のような大嵐分校設置の問題が起こった。

#### 分校設置願

本村長塚尋常小学校之義ハ客年御庁発第二三号ヲ以テ学校設置ハ本村字長塚ト御指定ニ相成、大田和組字長塚ニ設置致候。然ルニ当学区所屬ハ大田和・大嵐ノ二組ニシテ其間ノ距離遠隔致居リ、故ニ以前ヨリ大嵐組ニ於ケル生徒ハ日ニ月ニ減少シ、旧時大嵐ニ一校独立ノ当時ニ比スレバ昇校生徒殆ト十分ノ八ヲ減員シ学事ノ退歩実ニ觀ルニ忍ヒス、其ノ根拠タルハ他ナシ、本村ハ富岳北麓ノ地位ナレバ冬期降雪ノ期ヨリ春期雪解后道路早燥ニ至ル迄五ヶ月間ハ全ク兒童ノ通学ニ堪ヘサルヨリ起出セシ事實ニシテ、独リ大嵐組ノ失利困難誠ニ名状ス可カラス、然ル処本年通常村会（郡参事会）ニ於テ両組中央へ校舍移転ノ義已ニ決議相成候ニ付テハ本年度内ニ移転修築可致ハ当然ノ処、将来ニ向テ觀察ヲ下スニ前途ノ不利実ニ杞憂ニ堪ヘサルモノ不韋、即チ其第一ニ位置ハ両組ニ隔絶シ大嵐組ノ生徒ハ幾分ノ途ヲ減スルト雖モ、尚霜雪ノ際通学ノ不便ヲ医スルニ足ラス、却テ又大田和組ニ於ケル生徒ノ不便ヲ生セシメ通学生益々減少スル事。第二ニ用水ノ一滴ナキ場所ニ付キ連日差支ノ事。第三ニ土地ノ慣例上校舍附内ニ教員ヲ寄宿セシムルナルニ是レヲ為ス能ハス、便宜ヲ欠ク事。第四ニ従来ノ慣例上使丁ヲ要セザリシモ之レヲ置カサル可カラザルニ至リ財政上ニ影響ヲ及ホス事等、其他既往ニ鑑ミルニ此ノ経営ニ至リテハ多額ヲ要スルモ学事ノ進歩ヲ見ル能ハス、反テ衰頹スルハ目前ノ事情ニ存候。是実ニ上ハ畏クモ聖勅ノ本旨ニ背戾シ、下ハ村民ノ不利ヲ蒙ル次第ニシテ所屬村民中不満ヲ懷クモノ少カラス。若シ校舍移転ヲ強行センカ、其ノ激昂一方ナラズ、空邪ノ弊害ヲ生シ教育ノ道ヲシテ破滅ニ帰セシムルノ不幸ヲ來スモ難量ニ付、昨年本県訓令第九号御達ノ次第モ有之、殊ニ大嵐組ニハ従前小学校設置願

始ノ当時ヨリ去ル明治二十一年度迄一校独立ノ形蹟モ有之候間、長塚尋常小学校ハ現在ノ仮存置シ移転費并ニ寄附金ヲ以テ分  
教場ヲ旧大嵐学校校地に建設シ、生徒通学ノ便宜ヲ図リ既往教育ノ不振ヲ挽回セント欲シ、茲ニ分教場設置ノ必要ヲ感シ、本  
村会ノ諮問ニ付居候処、満場ノ合意ヲ以テ速ニ議決相成候條、前頭事情御賢察ノ上分教場御許可相成度此段奉願上候也  
明治二十六年九月五日

南都留郡長 鯉淵忠常殿

南都留郡鳴沢村長 渡辺正平

これに対し、郡長は次のように県知事に稟議し、設置認可の指令を得ている。

郡下鳴沢村長ヨリ同村大嵐組ニ全村長塚尋常小学校分教場設置之義出願ニ付篤ト事実取調候処、元來同組ト長塚トノ距離甚  
タ遠隔シ從テ学童通学ノ不便ナルヨリ嘗テ全組ニ一校舎ヲ設立シ学童ヲ教授セシ事アルモ、其ノ後幾多校令ノ改正ニ依リ自然  
亦度減ニ帰シ、既ニ昨年改正ノ際モ兩組ノ中長塚ニ現時ノ小学校ヲ設置セシモ、其ノ通学上ノ不便敢テ昔日ト異ナラザルノミ  
ニアラズ実ニ全組ヨリ通学スル学童ハ僅ニ数名ニ止マレリ。如此ハ即チ教育ノ本主ニ違フハ勿論、将来全組ノ発達ニ至大ノ影  
響ヲ及ス儀ニ存候。分教場設立ノ義ハ教育上尤モ必要ト被認候ニ付、直ニ許可致度此段及稟議候也

明治廿六年九月五日

南都留郡長 鯉淵忠常

山梨県知事 田沼 健殿

指令

南都留郡役所

明治廿六年九月五日甲第六号稟議鳴沢村大嵐組ニ長塚尋常小学校分教場設置ノ件申出ノ通執行スヘシ

そこで鳴沢村では、大嵐字栃久保に分校の校舎を建てることになった。

校舎建築御認可願

南都留郡長塚尋常小学校分教場

右ハ本年九月中当分教場ヲ本村大嵐組ニ設置之儀御認可ヲ得候ニ付今般本村会ノ決議ヲ經テ校舎建築確定相成候間、昨二拾五

一年県令第五号小学校設備規則ニ準シ建築仕度、全規則第拾四条ニ依リ図面及其他ノ事項取調候処別紙之通ニ有之候条、何卒建築之義御認可相成度此段奉願候也

明治二十六年十月三十日

南都留郡鳴沢村長 渡辺正平

山梨県知事 田沼 健殿

取調書

位置 南都留郡鳴沢村大字大嵐字栃久保第四二九番地

校舎ノ構造法 木造草屋根平屋造

学校ノ種類 長塚尋常小学校分教場

学級ノ編成方 単級但シ本校ノ学級ニ準ス

大嵐組現在児童ノ学年別人員 一学年四人内 男二人 女二人 二学年三人内男三人 三学年二人内男二人 四学年二人内男二人

大嵐組将来増加スベキ児童ノ概数 一学年拾人内 男五人 女五人 二学年一人内男一人

建築ニ要スル費用ノ概算 一、金百六拾円

村税及寄附金ヲ以テ支弁ス

右之通相違無之候也

明治二十六年十月三十日

鳴沢村長 渡辺正平

南都留郡鳴沢村役場

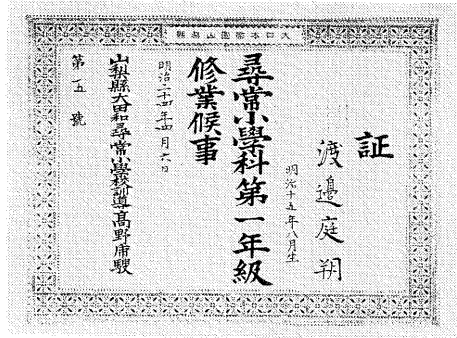
明治廿六年十月三十日付甲第二九一号願長塚尋常小学校大嵐分教場建築ノ件認可ス

明治廿六年十一月八日

山梨県知事 田沼 健

事由 別紙出願ニ付取調候処不都合無之候間客年県令第五号小学校設備規則第十四条ニ依リ本条ヲ起ス。





大田和尋常小學校修業証書

こうして鳴沢村には、鳴沢尋常小學校と長塚尋常小學校及び大嵐分教場とがあつたが、明治三十二年、鳴沢村から大嵐が分離独立したので、三十五年十一月、大嵐分教場は大嵐小學校として独立し、長塚小學校は大田和尋常小學校と称するようになった。これが昭和三十年に鳴沢・大田和小學校が合併して鳴沢小學校となるまで続くのである。

### 三、就学率の向上と試業

學校が設置され独立校舎が新築されても、学齡兒童の就学者が少ないのが問題であつた。県は明治七年一月、各村に対し満六歳から十三歳までの学齡兒童の就学不就学の状況を具申させている。しかし教育に対する理解が薄く、授業料が払えないなど經濟的理由もあつて就学促進はなかなか困難であつた。

た。明治八年の就学率は低く、県下で男六四・二%、女二七・一%で特に女子の就学率が低い。また就学しても一年か二年で退学して行き、下等小學校でも一級卒業生はごくわずかであつた。

そこで明治十年三月「就学牌条例」を制定して、就学者には県から就学牌を授与し、兒童の胸または腰につけさせ、兒童に誇りをもたせるとともに、これを着けていない不就学児については学区取締や戸長あるいは警察官に不就学の理由をたださせた。



就学牌

明治十二年九月、「学制」を廃止して「教育令」が公布され、十九年三月、教育令を廃止して小学校令・中学校令が公布される。この小学校令は、小学校の種類を尋常小学校、高等小学校の二種類とし、修業年限はともに四カ年、計八カ年であった。

明治二十三年十月、小学校令が改正され第二次小学校令となった。この小学校令第一条に「小学校ハ兒童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」とあり、知的教育を主体とした教育観から道德教育、国民教育に重点をおくようになり、この年十月三十日に發布された「教育ニ関スル勅語」とともに、このちにおけるわが国初等教育の基本的な目的となった。

このようにして明治中期において教育制度が変わってゆくが、就学率も漸次向上していった。明治二十六年における学事統計をみると次のようである。

学齢人員	就学		不就学		内貧窮
	男	女	男	女	
県	八九、〇九五	五三、一六一	三五、九三四	一八、四〇九	
南都留	八、三六三	四、七九三	三、五七〇	一、四六二	
	内男 三、八七四	内男 二、〇一五	内男 一、〇一五	内男 五〇三	
	内女 九一九	内女 二、五五五	内女 二、五五五	内女 九五九	
	内男 三、八七四	内男 二、〇一五	内男 一、〇一五	内男 五〇三	
	内女 九一九	内女 二、五五五	内女 二、五五五	内女 九五九	

これをみると県全体の就学率は六〇％で、南都留は五七％で県全体より低く、男女別でみると県全体男子の八二％に対して、南都留は七九％、女子は特に低く県全体の三四％に対して二七％であった。

それが十年後の明治三十六年には、県全体の男子九五・七九％、女子七六・三四％。南都留町立男子九〇・〇七％、女子七一・四三％、村立男子九三・九三％、女子六六・三六％となるのである。

第一章 学校教育

この就学奨励とやらはらに、厳格な試験による進級制度が行われた。小試験は内試といい、読書・習字・算術など毎月一回校内で教師によって行われ、その成績によって教室の席順が変わった。定期試験は年二回で進級試験である。これは地区ごとに何校かが集まって実施され、その及第者には一級昇進の証書を授与した。全試験は上級小学と下級小学の卒業試験で、定期試験と同様県の係官や師範学校教員が臨席して実施した。

明治十四年における南都留郡の前期昇級試験（定期試験）の日割は次のようであった。

月 日	試験場	校名	生員	計
五月四日	大石	大石	八六八	
		長浜	二五八	一一二六
		河口	六三三	
		西湖	六〇八	
五月五日	小立	小立	八五八	
		船津	六二二	一四八〇
		勝山	六四八	
		鳴沢	三四八	
五月六日	瑞穂	瑞穂	一七六八	
五月七日	明見	明見	一三七八	
五月八日	福地	福地	一六四八	
		新屋	四九八	二一四六
		忍野	二五八	
		忍草	二五八	
五月九日	平野	平野	二三八	二一七四

長池 一〇人 四四人  
長山 一人

明治十八年前期大試験（定期試験）の優等生は南都留郡で六十一名あり、この地域のものを挙げると次のようであった。

船津小学校 初等科六級宮下孝太郎、初等科五級外川富蔵

小立小学校 初等科三級渡辺晴作

河口小学校 初等科六級中村きよの・外川仙太郎

大石小学校 初等科四級堀内宗平・中等科二級堀内きよ

大嵐小学校 初等科六級朝比奈富二郎

明治十八年前期臨時大試験優等生

大石小学校 初等科四級朝日奈豊吉・渡辺康平・三浦与三郎 初等科六級堀内きよ

河口小学校 初等科二級中村武一 初等科六級星野久吉

長浜小学校 初等科六級三浦荒造・三浦長吉

西湖小学校 初等科六級渡辺為祐 初等科五級古谷作太郎

この年十二月十八日より卒業試験が行われたが、この地域における受験生は次のようであった。

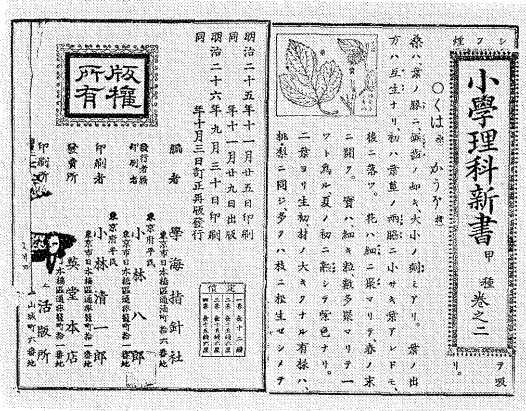
小学校中等科 長浜小学校三名、小立小学校三名、勝山小学校二名、鳴沢小学校三名、河口小学校一名

小学校高等科 大石小学校一名

初等科の卒業試験は、後期定期試験をもってこれに代えているが、中等科・高等科を卒業する者はこの時代にきわめてわずかであったことが知られる。

#### 四、高等小学校の推移

明治三十二年十月「小学校教育国庫補助法」が制定され、三十三年八月小学校令が改正されて、尋常小学校を四



小学理科新書

年に統一し、二年制の高等小学校を尋常小学校に併置することを奨励した。それで多くの学校が尋常高等小学校となつてゆくのである。

明治四十年三月二十一日、小学校令を一部改正して、尋常小学校を六年に改め、これを義務教育とした。教科目は修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操とし、女子のための裁縫と土地の状況により手工を加えることができた。また高等小学校は二年または三年とし、尋常小学校の科目の外に手工・農業・商業の科目または多科目を加え、英語は随意科とされた。修身は学校教育の中心的位置を占め、教育勅語を基本として、徳目主義・人物主義・国家的家族的道徳が内容となつていた。これが終戦まで大正・昭和前期を通じて施行されてゆくのである。

立高等小学校も解散して、それぞれ尋常高等小学校を設置するようになったので、富士北麓の組合町村学校組合解散認可ノ義ニ付上申

郡下船津村外六ヶ村学校組合解散ニ付、別記ノ理由并ニ処分法ヲ具シ関係長ヨリ出願ニ付認可致度候間至急何分ノ御指揮相成度此段上申候也

明治十三年三月十四日

山梨県知事 熊谷喜一郎殿

南都留郡長 秀島醇三

別紙

一、組合解散理由

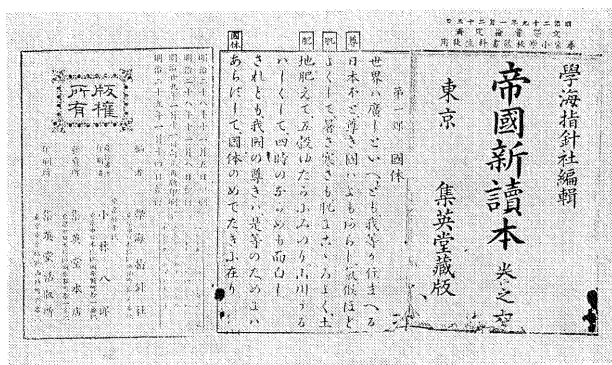
イ、組合立高等小学校ノ教室トシテハ組合設置當時ノ申合ニ依リ船津一ヶ村ニテ此レカ供給ヲナス事トシアリ、從テ是迄船津尋常小学校校舍ノ一部ヲ充用シ來リタル処、就学児童逐年ノ増加ハ自校ノ児童收容ニ余地ヲ存ゼザルニ至リ、若シ依然高等小学校ニ一部ヲ貸シ置クトスレバ此ノ際教室ノ増築ヲ為サザル可カラザルニ至レリ

ロ、船津尋常小学校ノ地ハ其ノ地形上教室増築又ハ敷地拡張ヲナスヘキ余地ヲ有セズ、今此ガ増築ヲ為サシムニハ是非共他ニ新校地ヲ選定セザルベカラズ、是既ニ前々年ニ於テ夫々計画ナシシ処ナルヲ不幸ニモ昨年当該村稀有ノ大火災ノ厄ニ罹リ、村経済ノ現状ハ組合立高等小学校ノ為メニ校地ニ余リ増築貸与スル余資ナキニ至レリ

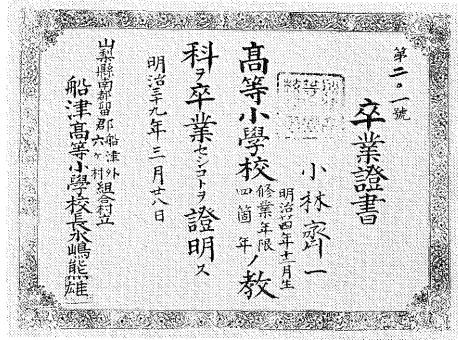
ハ、小立、勝山両村ニテハ先年末、其ノ設置ノ尋常小学校校舍ニ改築若クハ増築ヲ施シタル結果、教室ニ於テ何レモ多少ノ余裕ヲ有スル事トナルヲ得タルヲ以テ、此ノ際寧ロ尔余少額ノ設備ヲ支出スルモ各自村ニ尋常小学校高等小学校ヲ併置セント希望スルニ至レリ

ニ、義務教育年限延長ノ結果ハ組合高等小学校ニ通学スヘキ各組合村ノ児童數ヲ著シク減少シ、組合村負担額ハ其ノ通学児童數ニ比シ過重ノモノナリタルハ亦組合ノ解散理由トナリ、更ニ大嵐・長浜・西湖等ノ各村ハ却テ近距離ノ勝山村ニ其ノ高等小学校児童ヲ依託セントスルニ至レリ

二、高等小学校児童並財産の処分  
イ、組合解散ノ上ハ同時ニ船津、小立、勝山三ヶ村ニ高等小学校ヲ設置シ、組合立高等小学校児童ハ之レヲ新設ノ三高等小学校ニ收容スベク、即チ鳴沢ハ船津ニ、大嵐・長浜・西湖ノ三ヶ村ハ之ヲ勝山ニ入学セシムヘキ予定ナリ  
財産トシテハ器具、図書ハ全部挙テ一時船津村立高等小学校ニ貸附スヘシ



帝國新讀本



船津高等小學校卒業証書

### 第三節 大正・昭和前期の学校と教育

#### 一、学校の変遷

船津村外一カ村高等小學校組合も解散となり、鳴沢尋常小學校は、明治四十四年四月十二日、高等科併置を認可されて、尋常高等小學校となった。そのため校地が狭くなり、次のように校地を増設した。

高等小學校設置認可願ニ付副申

郡下船津村外二ヶ村ヨリ各高等小學校設置ノ義出願ノ処、右ハ従前船津村外六ヶ村小學校組合ニ於テ高等小學校ヲ設置シ来リタルモノニ有之、今般該組合ヲ解キ高等小學校ヲ廃止シタルニ付、船津、小立、勝山三ヶ村ニ各高等小學校ヲ設置シ、之レヲ其ノ尋常小學校ニ併置セントスルモノニシテ校舎ノ設備ハ各村既設ノモノ若クハ工事中ノモノヲ以テ之ニ充用シ得ベク、只小立勝山二ヶ村ニ於テ器具圖書ノ一部ノ購入ヲ要スルニ止マル義ニ有之、其ノ設備費ニ於ケル各村ノ負担額ハ極メテ少額ノモノニ候、尚其ノ維持費ニ付キテ見ルモ従前ノ學校組合費各村負担額ト新ニ生スベキ授業料収入ノ見込額トヲ控除スル時ハ是亦少額ノモノニシテ各村現時ノ経済状況ハ決シテ之カ負担ニ堪エサルガ如キ事ナキモノト認メ候此段副申候也

明治四十三年三月十四日

南都留郡長 秀島醇三

山梨県知事 熊谷喜一郎殿

小学校校地増設ノ件

郡下鳴沢村立鳴沢尋常小学校校地左記ノ通り増設指定致度候ニ付御認可相成度同村ノ同意ヲ徴シ別紙取調書相添此段申請候也

大正元年十二月十日

南都留郡長 宮沢壮兵衛

記

南都留郡鳴沢村字小鳴沢

第八十一番畑參畝拾壹歩ノ内式畝五分

第七十八番畑九畝五歩ノ内參畝壹歩

第七十六番ノ一畑七畝貳拾參歩ノ内壹畝貳拾貳歩

第八十四番ノ二畑八畝貳拾五歩ノ内壹畝拾五歩

合反別八畝拾參歩

別紙取調書

一、校地図面 別紙

二、通学区内戸数百四十九戸、人口九百廿人、学齡兒童百五十七人（男七十八人、女七十九人）、就学兒童數百五十一人（男

七十七人、女七十四人）

三、特殊事情 現在校地ノ運動場ヲ拡張スルカ為メニシテ、全部借入使用セシムル見込ナリ、從テ土地買取ニ関スル予算等

ノ書類ノ添付ヲ略ス

校地増設ニ関スル件

指令甲第一五〇号

南都留郡長

大正元年十二月十日付乙収第一六三五号ノ三申請小学校校地増設指定之件認可ス

大正元年十二月十四日

山梨県知事 熊谷喜一郎



第一章 学校教育

小学校校地増設ノ件

郡下鳴沢村立鳴沢尋常小学校校地増設本月十四日付御庁指令甲第一五〇号御認可ノ通り本日付ヲ以テ指定致候、此段及御報告候也

大正元年十二月廿一日

南都留郡長 宮沢壮兵衛

山梨県知事 熊谷喜一郎

このように鳴沢尋常小学校は運動場拡張のため校地を増設したが、大正六年には校舎増築のため校地の増設を必要とした。

校地増設指定ニ付認可申請

郡下鳴沢尋常小学校ニ於テ校舎ヲ増築セントスルニ当リ校地ノ狹隘ヲ告ケ候ニ付左記ノ土地ヲ増設指定致度当該村ノ意見ヲ徴シ候処、同意ヲ表シ候条御認可相成度別記事項取調此段上申候也

大正六年五月十六日

南都留郡長 大田 卓

山梨県知事 山脇春樹殿

記

鳴沢村字小鳴沢第七十九番

一、畑貳畝拾六歩

同、第七十一番ノ一

一、畑壹畝貳拾七歩

同、第七十番ノ一

一、畑壹畝八歩

合反別五畝式拾老歩

取調書

一、校地ノ図面 別紙ノ通

二、通学区域内ノ戸数人口等

戸数一五一、人口一〇三一

学齡児童一六九(男九六 女七三)

現在就学児童一三六(男七三 女六三)

校地増設指定ニ関スル件

山梨県指令学第二七五五号

南都留郡長

大正六年五月十六日付学乙牧第七二号ノ二申請鳴沢尋常小学校校地増設指定ノ件認可ス

大正六年六月六日

校地指定ノ件

大正六年六月六日付本県指令学第二七五五号ヲ以テ御認可相成候鳴沢尋常小学校校地増設指定ノ件御認可ノ通り本日指定候間此

段及御報告候也

大正六年六月七日

南都留郡長 大田 卓

山梨県知事 山脇春樹殿

このようにして鳴沢小学校が運動場を拡張し、校舎を増築したので、大田和組も大田和尋常小学校に高等科を併置しようとするような陳情を行っている。

陳情書

謹テ陳情仕候

本村ハ南都留郡ノ西南端富士北麓二位セル一寒村ニ有之、古來文化ノ發達極メテ遅々タルモノニシテ、去ル明治三拾年參月、三里ヲ距ル瑞穂小学校ヨリ高等小学ノ教科ヲ修了セシモノ一人ヲ出セルヲ嚆矢ト致シ候、本村ニ始メテ高等小学機關ヲ設置シ得候ハ明治三十二年四月、船津村外五ヶ村組合立高等小学校ニシテ爾來明治四拾五年四月、本村鳴沢尋常小学校ニ高等科ヲ併置スルマデ其ノ間拾有三星霜ノ久シキ、二里余ノ山道ヲ該組合立小学校ニ通学致シ居リ候事トテ独リ入学者ノ僅少ナリシノミニ無之、亦經濟上ノ不利ナリシノミニモ無之、或ハ學業ノ成績或ハ訓育ノ方面ニ遺憾ノ点突ニ枚擧ニ違ナキ儀ニ候ヒキ、本村ニ高等小学ヲ設置セルモ亦ユノ所以ニ候。然ルニ地ノ利ヲ得サル結果トシテ大田和区ニ於テハ其ノ境遇以前ト大同小異ニシテ今尚過去ノ境遇ヲ脱シ得サルハ真ニ痛心ニ堪ヘサル処ニ有之候、左ニ狀況ノ大略ヲ開陳仕候

一、現在大田和区ヨリ通学シツツアル学校

1、本村立鳴沢尋常高等小学校

2、勝山村立勝山尋常小学校

二、通学途上ニ於ケル狀況

1、距離 二拾五町乃至三拾町

2、土質 粘土質

3、氣候 冬季嚴寒之地

4、人家 更ニ無シ

前四項ノ結果ヨリシテ冬期為ニ雨天等ニハ泥濘脛ヲ没スル有様ニシテ下駄草履等ニテハ到底歩行ニ堪ヘサルナリ、特ニ降雪ノ候ニ到リ為メニ交通杜絶シ郵便物スラ雪支トナルコト往々ナリ、生徒ノ遅刻シ欠席スル亦不止得事情ト云フベシ、加之雨雪ノ為メ家庭ノ心配ト手数モ亦尠少ニアラサルナリ、尚途中監視スルモノナキハ勿論誰憚ル処ナキニヨリ惡戯ヲ事トシ從ツテ途上多大ノ時間ヲ從費シ為メニ遅刻トナリ又欠席トナル、之レ其ノ成績ニ影響ヲ及ホスノミナラズ、家庭今日ノ生業上ノ状態トシテ繁農ノ季節ハ更ナリ、常ニ彼等ノ勤勞ヲ要スル事多々ナルニモ不拘昇校ノ日ハ殆ト助手セシムルコト能ハサルナリ

### 三、通学不便ヨリ生スル結果

#### (1) 高等科教育ノ普及ヲ妨クルコト

物質的時間の経済問題ヨリシテ通学セシムルモノハ中産以上ノ子弟ニシテ他ハ空シク廢学スルノ止ムナキニアリ、特ニ遺憾ナルハ中産以上ニシテ而モ志アル者ト雖モ大田和区ニ於テハ女子ニシテ未ダ曾テ高等科ノ教育ヲ受ケシ者一人ダモナキナリ、嗚呼昭代ニ遭遇セル第二ノ國民ヲシテ今日此ノ状態ニ居ラシム誠ニ痛心ニ堪ヘサル処ナリ

#### (2) 学校教育ノ破壊

独リ遅刻欠席ガ学業ノ成績ニ影響スルノミナラズ前陳ノ如クナルヲ以テ一度訓育方面ヲ顧ルトキハ突ニ戰慄セサルヲ得サルモノアリ、要スルニ完全ナル学校教育モ地ノ利ヲ得サル結果トシテ通学ノ途上其ノ過半ハ破壊セララルト云フモ敢テ過言ニアラサルナリ、之レ突ニ多年ノ事實ガ証明シテ余リアルモノナリ。思フテ茲ニ至レバ豈独リ識者慷慨家ノミナランヤ、突ニ一般村民特ニ大田和区民ニ於テハ寒心ニ堪ヘザル処ニシテ進デ茲ニ高等小学校ノ設置ヲ痛切ニ感スル所以ノモノ亦他ニアラサルナリ

斯ノ如クナルヲ以テ本村ニテハ多年教育ニ就テハ焦心憂慮致居リ候処、偶々戊申証書ノ御換發セラルルニ当リ茲ニ本村大田和区ハ聖旨ヲ奉体シ此ノ大典ヲ記念スベク、当区ノ規約ヲ設定致シ候。其ノ主眼目的ハ民力ヲ涵養シ併セテ教育ノ發展ヲ期スル事ニ有之候、爾來各種ノ講習会、講話等開催シテ産業振興ヲ図ルト共ニ一面ニハ冠婚葬祭等ノ經費ヲ節約シ以テ民力ノ充実に図リ、而シテ其ノ節約シ得タル金額ヲ教育基金トシテ義捐シ以テ既定ノ目的タル教育ノ向上發展ヲ図ラシメ、先ツ先決問題トシテ大和田尋常小学校ニ高等科ヲ併置スベク詳細ナル調査ヲ遂ケ候処、校舍並ニ教育ハ現在ノママニシテ不便無之事ヲ認め候間、併置ニ伴フ設備費ハ大田和区ヨリ指定寄附ヲナス事及比尚大田和区民有志ヨリ学校基本金中ニ金千円ヲ寄附セシメ爾今該基本金ノ利子ヲ以テ經費ヲ補足シ、尚既定ノ区規約ハ益々勵行シテ基本金ノ増殖ニカムル事ニ協議一決致候ニ付、迅速村会ヲ招集致シ候処一言ノ異論無之可決致シ候、依テ去ル式拾四日認可願書携帶村會議員、学務委員、大田和区长等同伴郡衙ニ出頭致シ事情開陳致シ候処、郡長閣下ニハ大ニ趣旨ニハ賛成セラレ候モ一村ニ高等併置小学校ノ二校ハ其ノ当ヲ得サルトノ理由ノ下ニ同意相成リ難ク、寧ロ現在ノ二校ヲ合併スルノ急ナルヲ以テ帰村ノ上一大奮発ヲ以テ此ノ際合併スル様協議スヘキ旨御説諭ヲ蒙リ候。以テ帰村直ニ協議会ヲ相開キ熟議致シ候処、要スルニ近キ将来ニ於テ合併スルハ瞭然タル事實ニ候モ就レモ新築早々何等支障ナキ今日ナレバ此ノ際合併ハ与論ノ容レサル処ニシテ強テ之ヲ進行センカ必ズ村治上ニ悪影響ヲ及ボス事ト被

存候。故ニ結局両校中何レカ狹隘ヲ告ルカ将亦大修繕ヲ要スル場合ニハ誓テ合併ヲ断行可致協議一決致候ニ付、其ノ間大田和尋常小学校ニ高等科併置ノ儀御認可被成下度茲ニ謹テ事情ヲ開陳致候。

庶幾本村特ニ大田和区民ノ衷情御推察賜リ、特別ノ御詮議ニ預リ度此奉懇願候、恐惶謹言。  
大正參年參月參拾日

山梨県知事 若林賢藏殿

南都留郡鳴沢村長 渡辺繁範

この陳情書は鳴沢村特に大田和地区の当時の実情がよくわかる貴重なものである。切々としてその事情を訴えて高等科併置を懇願しているのが、郡長も県もこれを却下してしまった。

高等小学校設置出願ニ付副申

郡下鳴沢村ヨリ大田和尋常小学校へ高等科ヲ併置致度旨出願ニ付取調候処、該村ハ戸数貳百參拾四戸ニシテ東西三十町、南北數町ニ過キス、而シテ已ニ鳴沢小学校ニ高等小学校ヲ設置シアルヲ以テ之レニ全村ノ高等科ヲ通学セシムルモ最遠距離廿五丁アラズ、特ニ此ノ小町村ニ二ヶノ小学校ノ設置シアルハ町村経営上得策ニアラザルヲ以テ前年末之レガ合併ヲ図レルモ未ダ之ヲ実現スルニ至ラザルハ遺憾トセルモ、該村ノ有志者ハ機ヲ見テ之ヲ遂行セント期待セル次第ニ有之、然ルニ該村大田和部落ニ於テ其ノ部落大田和尋常小学校へ高等科ヲ併置セントヲ主張シ、是ニヨリ未ダ村会ノ決議ヲ經タルニアラザルモ到底詮議ノ見込ナキモノト認メ之ガ議ヲモ經シメザル義ニ有之、將又該部落ハ僅カ八十余戸ノ小部落ニシテタトヒ之レガ設置ヲ見ルモ僅カニ数名ノ児童ヲ收容スルニ止ムベク、現ニ鳴沢尋常高等小学校ノ高等科児童ヲ見ルモ只二十三名ニ過ギズ、曩ニ村長及大田和部落代表者ノ出願ニ際シ篤ト高等小学校及国民教育の趣旨并ニ町村教育ノ關係等ヲ詳細指示シテ反省ヲ求メタルモ、尚添付ノ陳情書提出強テ進達ヲ求メ候ニ付、一応進達致候得共前述ノ情況ニ候間不認可又ハ書面返戻ノ御詮議相成度此段副申候也  
大正三年三月三十一日

山梨県知事 若林賢藏殿

南都留郡長 宮沢壮兵衛

高等小学校設置ニ関スル件

貴郡鳴沢村ヨリ高等小学校ヲ設置シ、之ヲ大田和尋常小学校へ併置致ス旨願出有之ノ処、同村ハ戸數二百三十内外ノ小村ナルニ尋常小学校ニ校ヲ有シ且ツ既に鳴沢小学校ニ高等科併置シアルヲ以テ全村高等科ノ児童ヲ之ニ通学セシムルハ至当ノ事ニシテ更ニ大田和小学校ニ高等科ヲ併置スルノ義ハ詮議不相成候ニ付書面返戻候旨御指示相成度此段及通牒候也

大正三年四月十五日

内務部長

南都留郡長 宮沢壮兵衛殿

これよりあと、大正五年四月から長浜村、西湖村では西浜尋常小学校に、組合立高等小学校を併置した。

高等小学校設置願

南都留郡長 西浜村組合

当組合ノ児童ハ從來勝山村高等小学校へ通学致来候処遠隔ノ為メ不便不少候ニ付、高等小学校設置ノ上當組合立西浜尋常小学校ニ併設仕度候間御認可相成度別紙調書相添へ此段申請候也

大正五年三月十八日

南都留郡長 長浜村外式ケ村組合長 臨時代理者 渡辺洋

高等小学校設置ニ関スル件

郡下長浜村外一ヶ村組合ニ於テハ従前尋常小学校一、全分教場一ヲ以テ普通教育上ノ施設トナシタリシガ、今般別紙ノ通り高等小学校設置願出候ニ就テハ該組合ハ是迄村治上紛擾少ナカラズ地方発展上憂フベキ次第ニ有之候間、教育ノ程度ヲ高メテ人材ノ向上ヲ図リ自然ノ開発ヲ為サシムルノ要アリト被存候条右御認可相成度此段及副申候也

大正五年三月二十八日

南都留郡長 福武勇次郎

山梨県知事 添田敬一郎殿

このような隣村のこともあり大田和部落では高等科設置の執念を断念しなかつた。そして鳴沢村では大正十年三月、大田和尋常小学校に高等科併置の事情を切々と当局に訴え設置認可を申請して、ようやく認可されてゆくのである。

高等小学校設置認可願

南都留郡鳴沢村

大正十年度ヨリ本村高等小学校ヲ設置シ大田和尋常小学校ニ併置致度候間御認可相成度別紙取調書相添此段願上候也

大正十年三月十三日

右村長 梶原賀重郎

山梨県知事 長野幹殿

取調書

- 一、鳴沢村略図 別紙ノ通り
  - 二、通学区域内ノ戸数一三三 人口六六二
  - 三、入学児童ノ予定数三五(男一九 女一六)
  - 四、修業年限ノ見込 二箇年
  - 五、学級数ノ予定 一学級
  - 六、設備ノ予定及経費予算細目
    - 1、高等科ニ充ツベキ教室 別紙ノ通り
    - 2、高等科設置ニ関スル経費予算細目
- 項 目 予算額 附 記
- 教員俸給 六〇〇、〇〇錢 正教員名、月額五〇円
- 備 品 費 三二五、五〇錢 図書費二十円 理化学機械購入費百円
- 体操用具購入費百二十円五十錢

農業器具十円 地図三十円

標本二十円 教壇十円 教卓五円

黑板十円

農業実習地

三畝歩（借用、有志ノ無料提供）

教室修繕費 一五、〇〇錢 仕切戸式本取付費

合 計 九四〇、五〇錢

七、大正十年度経費予算細目 別紙ノ通り

八、通学ノ便否

目下本村大田和部落ヨリ高等小学校ニ通学スルモノハ人煙杜絶セル深林中ヲ過リ、畠ノ間ヲ経テ廿五町余鳴沢部落ニ設置シアル村立鳴沢尋常高等小学校ニ或ハ大嵐村ヲ経テ三十町余勝山村立勝山尋常小学校ニ通学シツツアルモ通学道路ノ土質ハ強度ノ粘土ニシテ毎年十一月初旬ヨリ四月初旬ノ間ハ霜解ケ降雪等ノタメ泥濘凍結融解等ノ障害アリテ通学生ノ歩行最モ困難ニシテ男子ハ藁靴ヲ穿チ泥塗トナリ、女子ノ如キハ足袋跣トナリ杖ヲ力ニ往復スルノ状態ニシテ、家庭ハ其ノ世話ニ疲レ、本人モ困苦ニ堪エス、女子ノ如キ纖弱ナルモノハ中途廃学ノ悲境に陥リ、大田和尋常小学校創立以來ノ卒業生中女子百二十四名中僅カ一名ノ卒業生ヲ出セルノミ、加之其ノ他ノ季節ニ於テモ南方ニ峙立セル富士ノ高峰ハ隨時雲ヲ吐キ雨ヲ呼ビ通学ノ途上驟雨ニ遭ヒ中途家庭ニ引返シ、或ハ帰宅スル事能ハスシテ他家ニ宿泊スルノ己ムナキニ出タル事年内數回ニ止ラス、父兄ノ心痛一方ナラズ為メニ人家連綴セル三十町余ノ他村勝山小学校ニ入学スルヲ便トシ毎年入学時期ニハ父兄間ノ一大思案トナリ逡巡スルモノ多ク、村内有志ハ連袂各戸ヲ訪問シテ其ノ利害ヲ説キ鳴沢小学校ニ入学ヲ勧誘シツツアリ、一村一家主義ヲ以テ村是トスル本村民ノコトトテ涙ヲ吞ミテ首肯シ本日ニ及ブ。

右ノ如キ状態ナレバ出席生徒ノ遅刻早退欠席等統出シ教授上訓育上支障尠カラズ、從ツテ生徒ノ成績上影響スル所大ナリ、鳴沢高等小学校ニ通学スル生徒ハ人馬ノ往来稀ナル通路ニシテ監視スルモノナキタメ生徒相互間ノ風儀紊レ校風ノ作興上遺憾多シ、大田和小学校ニ高等小学校ヲ併置セバ之等ノ弊害ヲ一掃シ就学生徒ヲ増加シ教育ノ普及發達ニ至便ナリ

九、特殊ノ事情

一、通学ノ不便弊害ニ鑑ミ村当事者ハ勿論有力者間ニ八年々学校問題惹起シ、戸數三百七十一、人口千八百七十六（大正九



年十月一日調）ノ小村ナルニ尋常小学校一、併置小学校一ヲ有スルハ村経済ノ上ヨリモ、小規模ノ小学校ノ變則的教育ノ勞多クシテ効果少ナキヲ憂ヘ、研究ニ研究ヲ重ネ調査ニ調査ヲ遂ケ、両部落ノ中央字大田和二校地ヲ相シ合併ヲ企テシモ用水ヲ得ルニ途ナク、両部落民交互ニ義務人夫ヲ出シ之ヲ運搬スルノ外無ク、水便乏シキ本村ハ他ニ適地ナク而シテ村民モ現状ヲ保守シテ義務人夫ノ出役ヲ肯セズ、将来ノ計画トシテ該地ニ水源涵養ノ目的ヲ以テ樹栽ヲ断行セシモ向フ十五箇年間ハ之カ使用ノ見込更ニナク、遂ニ現状ヲ持續シツツアリ

2、鳴沢尋常小学校ニ高等科併置ノ際モ一村トシテハ余リ偏在ニ過キ、通学ノ便ヲ欠クタメ種々問題アリシガ教育発達上一日モ忽諸ニ附スベカラザルタメ教育費ノ負担ヲ制限シ鳴沢小学校六分、大田和小学校四分ノ率ヲ超過スル場合ハ其ノ部落ノ指定寄附ヲナスベキ内約ノ下ニ断行シ本日ニ至ル。近年鳴沢小学校ハ学齡兒童増加シ校舍ノ増築ヲ成シ、又年々高等小学校生徒ノ入学者モ激増シ設備修繕等ニ多額ノ費用ヲ要シ鳴沢部落ノ負担ヲ益々大ナラシムルノ惧アリ、尚一村トシテ通学ノ便否ヨリ教育上偏頗不平等ノ発達ヲ期スルハ将来村民ノ福利ヲ増進シ一致ノ歩調ヲ採ル上ヨリモ輕々視スルコト能ハス、大田和区民ノ多年ノ熱望ヲ容レ村会ハ満場一致ヲ以テ決議スルニ至レリ

3、大田和小学校ハ単独ノ尋常小学校トシテハ将来裁縫科教員ノ聘用困難ナル事情アリ、尋常科裁縫五・六時間ノ為メニ専科訓導ノ配置ヲ願フコト能ハス、去リトテ補習学校ノ成績ニ鑑ミ社会教育施設ノ実情ヨリスルモ男訓導ヲ女訓導ニ換ヘシムルハ所属民ノ到底忍ヒサル所ナレバ現状ヨリ經費負担ヲ重ク甘受シ低学年ノ担任ヲ併セ裁縫科ヲ受持タシムル組織トナスハ人材ヲ得ル上ヨリモ焦眉ノ急務ニシテ、近來女子教育ノ向上發展ノ緒ニ就ケル事情ヨリ考察スルモ、女子補習学校振興上ヨリ見ルモ高等小学校ヲ併置スル必要ヲ感スルコト痛切ナリ。就中大田和区民ハ前記高等小学校併置ノ目的ニテ基金ヲ貯蓄スルタメ大正三年ヨリ勤儉条例ヲ制定シ冠婚葬祭ノ冗費ヲ節約シテ之カ積立ヲ続行シ、既ニ二千六百有余円ヲ有スルノミナラズ所属ニハ大田和産業組合ノ設置夙ヨリ行ハレ、順当ノ発達ヲナシ民力モ比較的堅実ナレバ之カ維持負担ニ支障ヲ来スカ如キコトハ万々ナカルヘシト思料ス

学乙第一三五号ノ一

大正十年三月二十二日

山梨県知事 長野幹殿

南都留郡長 小川静次郎

高等小学校設置認可申請ニ関スル副申

別紙ノ通り郡下鳴沢村長ヨリ大田和尋常小学校へ高等小学校併置ノ件認可申請ノ処、全村ハ郡下ニ於テ最モ教育ニ熱心ナル村ニテ子弟ヲシテ尋常小学校ヲ卒業セシノミナラズ進テ高等小学校ノ教育ヲ受ケシメタキ希望ハ所屬村民殆ト全部ノ希望ナルモ、現在鳴沢尋常小学校ヘノ通学ノ道路悪シク距離遠隔ナルタメ少数ノ児童カ通学スルノミナルヲ遺憾トシ、今回村会一致ノ議決ニ依リ円満裡ニ大田和尋常小学校へ高等科設置ノ費用ヲ可決セシ次第ニテ経費ノ負担ハ該村民ノ喜ヒテ応スル処ナルヘク、設置ノ上ハ所屬ノ尋常小学校卒業生ハ殆ト全部高等小学校へ入学スヘキ見込確實ニシテ国民教育ノ伸展上慶スヘキコトト被存候条至急願意御聴許候様御詮議相成度候

高等小学校併置認可

南都留郡鳴沢村

大正十年三月十三日付第四二〇号願

其ノ村立大田和尋常小学校ニ高等小学校併置ノ件認可ス

大正十年三月二十五日

山梨県知事 長野幹

御届

南都留郡鳴沢村立大田和尋常小学校

右ハ高等小学校併置御認可相成候ニ付尔今大田和尋常高等小学校ト改称仕リ

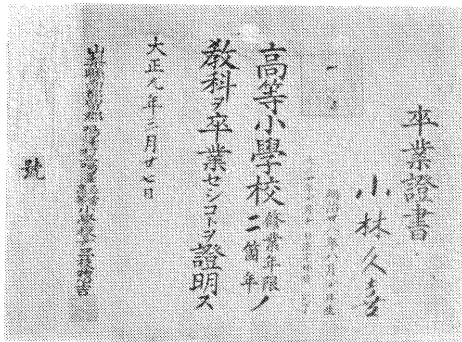
候間此段及御届候也

大正拾年四月五日

鳴沢村長 梶原賀重郎

山梨県知事 長野幹殿

こうして多年の懸案であつた大田和尋常小学校に高等科が併置されて、これから終戦後の新学制が施行されるまで鳴沢村には鳴沢・大田和の二つ



高等小学校卒業証書



大正7年の卒業生

の尋常高等小学校が存置されてゆくのである。

## 二、大正・昭和前期の教育

小学校の就学率は明治末年において完全就学に近い（大正元年に県下で九八、七九％）。それとともに大正期においては、第一次世界大戦による好況と経済の発展を背景として高等小学校はもちろん、中等学校への進学希望者も多くなり教育が普及した。またそれとともにデモクラシーの一般的風潮にもなって、自由主義教育が開花した時代である。

教育制度の基本的な改革はなかったが、臨時教育会議や教育評議会等の答申に基づいてデモクラシーを抑制する方向で教育内容の改正が行われていった。すなわち「兵式体操ノ振興ニ関スル建議」（大正六年）「市町村義務教育費国庫負担法」の公布（大正七年）「国民道徳の育成重視」（大正八年）などが、それで、大正十二年十一月には「国民精神作興ニ関スル詔書」が交付され、大正十四年には文政審議会の答申に基づいて「学校における軍事教育」が実施され、陸軍現役将校が中等学校以上の学校に配属されて、軍事教練やその査閲が行われるようになった。

昭和五年ころから始まった世界経済大恐慌は数年つづいて物価は下落し、企業はますます不振となり失業者が増大した。特に農村に与えた打撃はひどく、欠食児童も増加し、市町村における教員給与の遅延や不払いも多くあった。それで労働争議や小作争議が続出し、プロレタリア教育が叫ばれるよ

尋常小学校の教科目別週教授時数

計	手裁工	体縫	唱操	図歌	理科	地理	日本歴史	算術	国語	修身	
二五		四	四					五〇	一〇	二	一年
二七		四	四					五	一二	二	二年
二五		三	一	一				六	一二	二	三年
女二五 男二七	二	三	一	一	二			六	一二	二	四年
女二九 男三〇	三	三	二	一	二	二	二	四	九	二	五年
女三〇 男二八	三	三	二	一	二	二	二	四	九	二	六年

高等小学校の教科目別週教授時数

修身	二	道德ノ要旨	第一	二年
国語	六	日常須知ノ文字及普通文ノ読ミ方、書き方、綴リ方	第一	二年
算術	四	整数、小数、分数、代数、幾何図形、珠算	第一	二年
地理	二	外国地理ノ大要	第一	二年
修身	二	道德ノ要旨	第二	二年
国語	六	日常須知ノ文字及普通文ノ読ミ方、書き方、綴リ方	第二	二年
算術	四	比例、歩合算、代数、幾何図形、珠算	第二	二年
地理	二	前学年ノ続キ 地理ノ補習	第二	二年

うになつた。

この期における小学校の教育課程は表のようなものである。尋常小学校は大正八年二月、小学校令施行規則改正によるもので、その後ながくそれによつており、高等小学校は大正十五年改正によるものである。

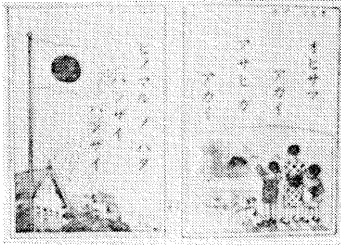
明治以来の国定教科書のなかで、学校教育の中心的地位を占めていたのが修身教科書で、その内容は教育勅語を基底として、徳目主義、人物主義を併用してきたが、大正時代の改正においてもその国家主義的・家族主義的内容構成がおおむね引き継がれていった。しかし時代の推移に即応して公民的、社会的教材や国際協定の教材もととりあげられた。

第一章 学校教育

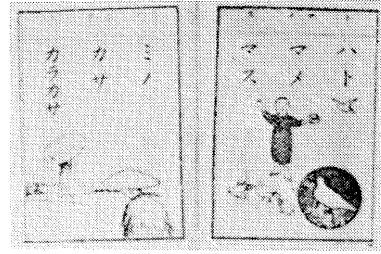
歴史は、大正十年から「尋常小学国史」となり「建国ノ精神、国体ノ要義ヲ兒童ノ脳裡ニ徹底セシムル」ことを狙いとしたり。国語では「尋常国語本」が使用され、灰色表紙で巻一の第一ページ桜の花絵に「ハナ」次に「ハト・マメ」「ミノ・カサ・カラカサ」の単語から第四ページの「カラスガキマス、スズメガキマス」の文章となつてゐる教科書は懐かしいものである。猿とかに、桃太郎などの童話から、リンカーンの苦学、トーマス・エジソン、チャールス・ダーウィンなど西洋の偉人を内容とした題材も組まれているが、金鵄勲章（巻五）、神風（巻六）など国家主義・軍国主義の教材も色濃く併存した。

昭和六年九月、満州事変が勃発し、翌七年三月に満州国が建国されて大陸侵攻への歩みが始められ、昭和十二年七月七日、蘆溝橋事件をきっかけに日中戦争に突入したのである。昭和九年三月には全国小学校教員代表が宮城前で精神作興大会を開催し、「国民道德振作ニ関スル勅語」を下賜され、その六月には文部省に思想局が設置された。十年

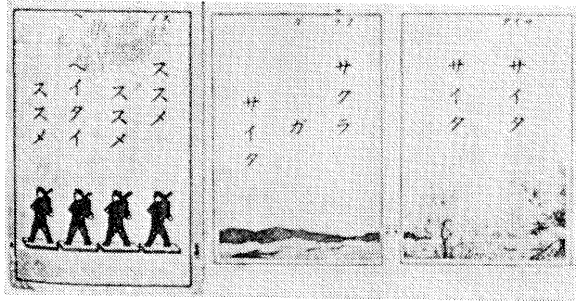
理科	図画	手工	唱歌	体操	実業	家事	裁縫	計
二	一	一	一	三	二	五	四	男 女 三 〇 九
植物・動物及自然現象、通常ノ物理化学上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要	簡易ナル形体	簡易ナル製作、製図、手芸	単音唱歌（簡易ナル複音唱歌）	体操、教練、遊戯及競技	農・工・商ノ大要	衣食住、看病、育児、一家経営ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方 繕ヒ方	
二	二	一	一	三	二	五	四	男 女 三 〇 九
自然ノ現象、通常ノ物理化学上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要	簡易ナル形体（幾何学）	簡易ナル製作、製図、手芸	単音唱歌（簡易ナル複音唱歌）	体操、教練・遊戯及競技	農・工・商ノ大要	衣食住、看病、育児、一家経営ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方・裁チ方、繕ヒ方	



国語教科書（色ズリ）



大正7年頃から1年生の国語読本



昭和8年から使用の色刷り『小学国語読本』

四月一日に青年学校令が公布され、八月三日政府は国体明徴に関する声明を発表した。またこの年十一月には教育刷新評議会が設置され、十一年六月、学校体操項目が改正されて軍事色が強くなった。

日華事変の拡大にともなって、国民精神総動員運動が始まり十三年四月一日、「国家総動員法」が公布された。十四年四月から青年学校義務制が実施され、その五月二十二日、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が下賜された。十五年四月八日、「国民体力法」が公布されて、いよいよ臨戦体制に入っていた。

○鳴沢小学校の増築について

前記のように戦時体制に入った時期であるが、生徒数が増加し狭隘になったので、左記のように校舎の増築を行った。

木造建物建築許可申請

建物ノ位置 南都留郡鳴沢村六八番地

在来ノ用途 小学校々舎

増改築後ノ用途 小学校々舎

増改築セントスル理由 生徒数増加シ狹隘ノタメ増築スル

右關係図書相添へ申請候也

昭和十四年十二月二十一日

山梨県知事 土屋章平殿

鳴沢学校増築ノ理由

一、現在校舎頗ル狹隘ヲ来シ、理科室、唱歌室、家事室、裁縫室等ノ特別教室全部ヲ欠クノミナラズ、昭和十二年度ニ於テ一学級増加ニ当リ普通教室二室ヲ三室ニ区劃シ爾後極メテ狭小ナリ、而モ横長ノ教室ニ収容シ辛ウジテ教育ヲ営ミツ、アリ、然シテ本年度更ニ一学級増加ニ際シテハ如何トモ之ヲ収容スルコト能ハズ、止ムヲ得ズ四月以來尋一、尋二ニ対シテ半日交替ノ二部教授ヲ実施シツ、アル有様ニテ児童養上誠ニ寒心ニ堪ヘザルトコロナリ。

二、現在職員室ハ八坪（二間・四間）ノ小室ニシテ不便尠カラズ、シカモ当校ニハ宿直室、衛生室無キタメ、此処ヲ宿直室兼衛生室トシ職員室ヲ他ニ設ケ、以テ御眞影奉護並ニ児童養護ニ万遺憾ナキヲ期スルト共ニ、他面教育營為ノ源泉タル職員ノ自在ナル活動ヲ促ス要切ナルモノアリ。

三、普通教室中二十六坪（四間・四間）ノ小室アリ、此処ヲ現在職員室、廊下、教室等ニ散在シアル標本、機械器具、地図、掛図等ノ置場トシ、以テ教具ノ保存ヲ図ルト同時ニ、ソノヨリ良キ活用ニ便シ教育能率ヲ高ムル必要アリ、コノ為、他ニ普通教室ヲ設クル要アリ。

四、以上縷述ノ通り現状ノママニテハ到底完全ナル教育ハ之ヲ得テ望ムベキモアラズ、コレコノ際何トゾシテ四教室ノ増築ヲ為シ、以テソノ全キヲ望ム所以ニシテ、コノ要求ハ本校教育ノ伸展上最小限度ノモノナリ。

五、尚糞ニ平家建五教室一棟増築ノ計画ヲ立テ、將ニ其ノ実現ヲ見ントスル折シモ今次事変勃発シタルヲ以テ在再今日ニ到リシガ、国家郷村百年ノ大計ヲ考量スル時、コレ以上現状ノマ、ニ放置スルヲ得ズニ階建四教室増築ノ挙ニ出デタルナリ。

山梨県令保第九三号

南都留郡鳴沢村長 梶原昇平

南都留郡鳴沢村 村長 梶原昇平

昭和十四年十二月二十一日附申請ニ係ル南都留郡鳴沢村地内ニ鳴沢小学校々舎増築ノ件木造建物建築統制規則ニ依リ使用物資別紙ノ通り指定シ副本ノ通り許可ス

副本 第九三

昭和十五年四月十五日

建築認可證

山梨県

その建築許可は戦時中であつて厳しく、その使用物資まで指定されたのである。

使用物資指定書

第九三号

南都留郡鳴沢村

建築主 村長梶原昇平

昭和十四年十二月二十一日申請別紙副本ノ許可建築物ニ対シ木造建物建築規制規則第八条ニ依リ使用物資左ノ通指定ス

昭和十五年四月十五日

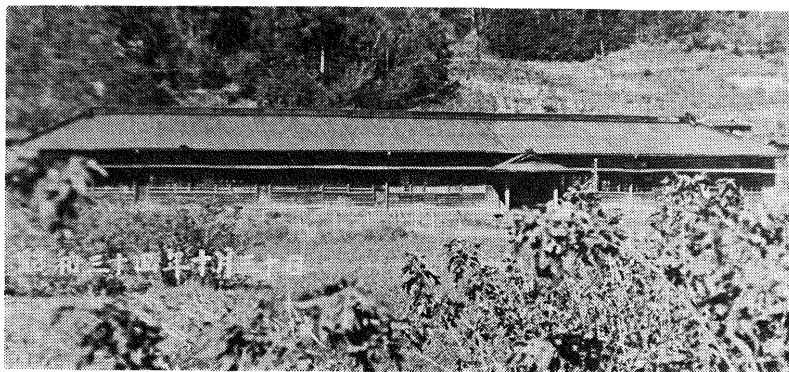
山梨県知事 安岡正光

その建築工事仕様書によると、校舎は梁間五間一尺、桁行十二間、建坪六十二坪、木造二階建で、付属建物として非常階段口建坪一・五坪、渡り廊下建坪三坪、便所建坪十二坪であつた。そして次のとおり県へ竣工届を出している。

物資名	使途	寸法	数量	記	事
釘	部材打付用	一寸	一五、三〇〇匁		
〃	〃	一寸五分	二〇、三〇〇		
〃	〃	二寸	六、五〇〇		

(以下略)





鳴沢小学校旧校舎

発第一八二号

昭和十六年五月十六日

鳴沢村長 渡辺将登

山梨県知事 高野源進殿

学校増築工事竣工届

昭和十五年四月十五日付、山梨県指令第九三号ヲ以テ御認可相成候本村鳴沢尋常小学校増築工事竣工致ニ付、此段及御届候也

昭和十六年三月一日、「国民学校令」が公布されて、その四月一日から小学校は国民学校と称するようになり、教育課程も改訂された。国民学校令第一条の「皇国ノ道ニ則リ」「国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」を基本観念として教育課程を国民科・理数科・体錬科・芸能科・実業科ニ統合編成し、国民科修身・国民科国語・国民科国史・国民科地理・体錬科体操などと呼称するようになった。修身には「バンザイ」をはじめ「軍神のおもかげ」「特別攻撃隊」「楠正成」「吉田松陰」など戦時的皇国的なものが多くとりあげられ、国語では「ヒノマルノハタ」「ヘイタイサンスメスメ」(巻一)、「シンガポール陥落の夜」「ダバオへ」「マライを進む」「ニイサンの入営」(巻四)「大演習」(巻八)「軍艦生活」(巻九)「機械科部隊」(巻一二)など、軍国主義国家主義の教材が多くなった。

戦争が長期化するに伴って、学校には非常時意識が次第に強まり神国思

想、八紘一宇、大東亜建設の教育理念が戦争と結合して、大詔奉戴日・海軍記念日・陸軍記念日・夏期鍛錬・軍人援護など数々の学校行事をつくっていった。学童たちは「見よ東海の空明けて」の愛国行進曲をはじめ「紀元二千六百年」の歌曲や「月月火水木金土」になじみながら、一方では日の丸の旗をふって「勝ってくるぞと勇ましく」を歌って出征兵士を見送ったり、「海ゆかば水漬く屍」を合唱して英霊を迎えたのである。防空訓練も次第に現実味を帯びるようになって、モンペ姿に防空頭巾を携帯して登下校した。

物資も次第に乏しくなって服やズックも配給や抽せんで与えられ、学用品も事を欠き、習字は新聞紙で練習して「欲しがりません勝つまでは」の生活を送っていた。また学童たちが行える生産活動として、出征兵士や戦没兵士の家庭の除草、麦刈りなどの奉仕や桑の皮むき、松根油採取などに動員された。高等科の生徒の中には満蒙開拓青少年義勇軍として、あるいは少年兵として応募し、親元を離れて行くものもあった。

十七年一月九日「学徒動員令」が公布され、中学校や高等教育機関の修業年限も短縮された。十八年十月二十三日「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」が通達され、十九年二月には「国民学校令等戦時特例」が公布されて、就学義務を十三歳までとし八年制（高等小学）は停止された。このころから学童の集団疎開が行われ、国を挙げて決戦体制に入ったのである。

その戦時中の状況を『鳴沢小学校沿革史』のなかから概要を記載する。

○鳴沢尋常  
高等小学校校歌

昭和十五年十月三十日制定

（紀元二六〇〇年並教育勅語発布五〇周年記念）

一、その名も著るき鳴沢や

み国の鎮め神山の

富士の高嶺と湖に

我等まもられ生ひ立てり

二、春日の宮に詣でつつ

聖勅みことかしこみ朝夕に

体と心を鍛へゆく

わが学び舎のうれしさよ

三、いざや励まん一すぢに

由緒ゆかりたふとき郷さとにして

み民われらの新しき

明日あしたの力を培はむ

○昭和十五年十月二十八日、鳴沢少年団表彰される。

賞状

鳴沢少年団

今次支那事変ニ際シ小学校児童トシテ軍人援護ノ事ニ当リ、克ク銃後奉公ノ実ヲ挙ゲタリ、仍テ茲ニ賞品ヲ授与シ表彰ス

昭和十五年十月二十八日

山梨県学務部長 渡部宏綱

○昭和十八年三月十一日

高二在学竹内精一及び高等科修了生佐藤登、佐藤吉信が満蒙開拓青少年義勇軍に参加出發する。

○昭和十八年四月二十日、学校林に落葉樹三千本を植える。

○全年四月二十九日、青少年団団旗樹立式。

○全年七月二十六日、雲雀ヶ丘開墾作業。

○全年七月三十一日、桑皮二五二貫供出。

○全年八月九日、全校水泳訓練ヲ河口湖ニ於テ実施。

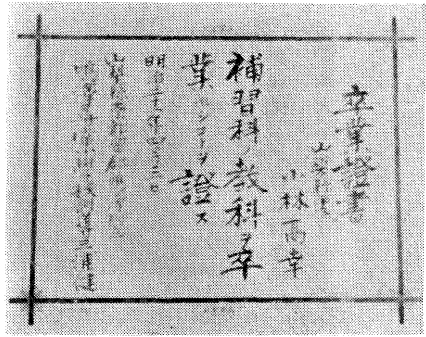
- 全年九月十四日、滑空場整地作業ニ高等科生徒出動。
- 全年十月三十一日、高二渡辺長、渡辺武則、小林忠次の三名郡代表の柔道選手として甲府の児童競技会に出場、第三位を獲得す。
- 全年十一月六日、軍資金献納に対する大蔵大臣の感謝状来る。
- 昭和十九年三月二十日、本校出身小林正旺、渡辺彰衛、小林一彰、小林猿加枝四名の村葬儀あり、参列する。
- 全年四月七日、鳴沢青年学校独立し、職員室を分離する。
- 全年四月十四日、学校林へ唐松苗を高等科二年生が三、〇〇〇本植栽する。
- 全年五月十二日、古賀聯合艦隊司令長官殉職し海軍葬執行に付、訓話をなし哀悼の意を表す。
- 全年五月二十日、古賀聯合艦隊司令長官殉職し海軍葬執行に付、訓話をなし哀悼の意を表す。
- 全年五月二十七日、山梨号献納資金拾五円、職員児童一同献金する。
- 全年六月一日、兼任助教渡辺頼恵出征に付、壮行会を挙行する。
- 全年六月九日、全校児童蕨採集、三三九貫を供出する。
- 全年六月十九日、校舎裏庭を開墾し、小豆を栽培する。
- 全年七月十日、海軍事情啓蒙特別普及講演会実施、講師上等兵曹増田長氏。
- 全年七月十七日、満蒙事情移動展覧会を開催する。
- 全年七月十八日、サイパン島に於て皇軍全員戦死の旨、大本営より発表あり。
- 全年八月一日、五日、滑空場の一部を県の命により開墾をなし蕎麦を播種す、耕地面積三反五畝歩。
- 全年八月十日、桑皮五四〇貫供出する。
- 全年八月十四日、二十一日、夏季心身鍛錬を実施する。
- 全年九月二十一日、全校踏の採集をなし、二五四貫を供出する。
- 全年十月十二日、二十日、初五以上自家増産協力のため臨時休業を実施する。
- 全年十月十四日、産業戦士慰問のため南瓜四二貫五〇〇匁供出する。
- 全年十一月一日、秋季校外教授を実施する。

三 農業補習学校と青年学校

実業補習学校の前身に小学校補習科というのがあった。明治二十三年の第二次小学校令第七条に「尋常小学校又ハ高等小学校ニ補習科ヲ置クコトヲ得」という条項があり、本県においても明治二十六年ころから多く設置されるようになった。これは尋常小学校四年の課程を終えて高等小学校に入学しようとしても高等小学校が少ないため遠距離通

	初 一	初 二	初 三	初 四	初 五	初 六	高 一	高 二	計
男	一八	一九	二二	一七	一二	二四	一一	一〇	一三二
女	二九	一四	二五	一二	一五	二二	二〇	一五	一五二
計	四七	三三	四六	二九	二七	四六	三一	二五	二八四

- 全年十一月四日、体育鍊成会を実施する。
- 全年十二月二十日、教頭渡辺弥六氏応召入隊に付、壮行式をなす。
- 全年十二月二十一日、故海軍上等水兵小林弓志君村葬に参列する。
- 昭和二十年一月六日、十五日、冬季心身鍛鍊を実施する。
- 全年二月十九日、藁草履一五〇足東京都産業報国会へ慰問激励として贈る。
- 全年三月二十三日、渡辺孝治君、大田和出身小林勝利君の村葬に職員児童一同参列する。
- 全年四月十九日、食糧増産奨励移動演劇を鳴沢青年学校と共同主催にて通玄寺庭において開演する（都八重子一座）。
- 全年五月十九日、少年機動報国隊活動状況を視察せらる。福原県教務課長、三井県視学、小沢郡視学等委員一行。
- 全年六月十一日、少年機動報国隊活動状況を視察せらる。中島県知事、郡出身県会議員四名、外関係者八名。
- 全年六月十八日、閑院宮載仁親王殿下の国葬に付、謹みて哀悼の意を表す。
- 全年八月十五日、大東亜戦争終結に関する大詔喚発せらる。
- 昭和二十年度鳴沢国民学校児童数



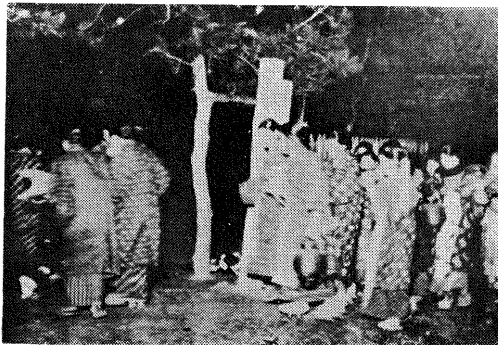
### 補修科卒業証書

学か、仮宿をしなければならなかったり、資金的に困難であるので小学校に補習科において、高等小学に代えようとするものである。その課業は修身・読書・作文・習字・算術などのほか農業など職業に対する基礎的な知識技能を学ばせた。

鳴沢小学校『百年のあゆみ』によると、明治二十五年「鳴沢尋常小学校ト称シ、補習科ヲ置キニ学級ニ編成ス」とあるから、ずいぶん早くから補習科が設置されたことになる。これも船津村外六カ村組合立高等小学校へ通学するのは困難であった事情によるものと思われる。

明治二十六年十一月二十二日、省令を

もって「実業補習学校規程」が公布され、尋常小学校卒業程度以上を入学資格とし、三カ年以内を修業年限とする実業補習教育が始まった。山梨県では三十五年八月十四日、県令をもって「実業補習学校規則」を制定し、「実業補習学校規則準標」を示して、各校規則のひな型とした。明治三十七年、県下で七十五校、生徒数男子二千四百三十六人、女子十五人で、南都留郡下では十三校、男子四百十人、女子一人であった。それが大正二年には県下で百八十四校、生徒数男子八千六十三人、女子百一人で、南都留郡では三十二校、生徒数男子一千八百八十人、女子なしとなっている。



大田和農業補修学校女子部生徒の登校

鳴沢農業補習学校、大田和農業補習学校が何年何月創立されたかは明らかでないが、後に記す明治四十三年に、大田和青年団が優良青年団体として文部大臣表彰を受けたときの県からの推薦状に補習教育のことが記載されてあることや、次に示す明治期における鳴沢農業補習学校の課業表（県学校課批裁文書）などによって明治後期に補習学校が開校され、その成立は県下でも初期に属していたことがわかる。

鳴沢農業補習学校課業表

本校ノ教科目ヲ分ケテ修身、国語、算術、農業四科トス、但修身、農業二科ヲ必修科目トシ、其他ハ随意科目トス（鳴沢農業補習学校校則第五条）。教授時数ハ毎週拾貳時トシ、其教科課程及毎週教授時数左之如シ（全第六条）。

甲科

科目	毎週教授時数	第一学期	毎週教授時数	第二学期	毎週教授時数	第三学期
修身	一	人道実践方法	一	全上	一	全上
国語	四	日用文字読方、綴方、書方	四	全上	四	全上
算術	三	簡易の比例問題、分数小數、珠算、四則	三	全上	三	全上
農業	四	土壌、肥料、作物培養法等ノ大意	四	全上	四	全上
計	一一二		一一二		一一二	

乙科

科目	毎週教授時数	第一学期	毎週教授時数	第二学期	毎週教授時数	第三学期
修身	一	人倫道德ノ要旨	一		一	
国語	三	日用文字読方、書方、綴方	四		四	

算術	三	度量衡、貨幣等の計算 及利息算等加減乗除	二	二
農業	五	土壌、肥料、養蚕、畜 産、林業等ノ大意	五	五
計	一二		一二	一二

甲科と乙科については校則に次のように記されている。「本校ノ教科ヲ分チテ甲科、乙科トシ、尋常小学校卒業若シクハ之ト同等ノ学力アルモノハ甲科ニ、甲科卒業者若シクハ之ト同等ノ学力アルモノハ乙科ニ編入ス」とある。

大正三年発刊の南都留郡勢一般の補習学校の項に、「鳴沢農業補習学校 修業年限三年 学級数一 教員数二 生徒数三〇」「大田和農業補習学校 修業年限三年 学級数一 教員数一 生徒数一七」とある。

県は大正六年十一月十九日、県訓令をもって「実業補習学校施設経営要項」並びに「学則標準」を公示して、その整備と内容の充実に努めた。それで大正十年には県下で二百三校、生徒数男子一万三千六十人、女子一千二百四十六人。南都留郡で二十七校、生徒数男子一千四百七人、女子百七人となった。

大正十一年七月六日、「実業補習学校施設経営要項」が改正され、男子は小学校卒業より二十歳まで、女子は十八歳までとし、本科前期二カ年、後期二カ年ないし三カ年（女子は二カ年）、研究科三カ年ないし二カ年（女子は二カ年）と実情に沿うように改められた。またこの年二月十六日に「県費補助規程」を設けて実業補習教育を奨励した。

しかし義務教育でないために入退学、出欠自由で生徒数が少なく変動していた。また教員も小学校教員の兼務が多く専任教員が少なく、独立の施設もなく小学校兼用で、夜間照明、暖房等の設備が悪く問題点も多かった。

実業補習学校は尋常小学校卒業後十六、七歳まで後期の課程を修了するにとどまり、それ以降入営の期間まで間隔があった。一方兵役期間短縮問題とも関連して青年訓練所が発足するのである。大正十五年四月二十日「青年訓練所令」「青年訓練所規程」が公布され「青年ノ心身ヲ鍛錬シ、国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的」として、十六歳



第一章 学校教育

から二十歳までの男子に四年間に修身及び公民科百時間、普通科二百時間、職業科百時間、教練四百時間を課することになった。そして訓練終了者には兵役期間が半年短縮された。

大正十五年に県下で三百二十一訓練所（南都留は三十一）が設置されており、その大部分は実業補習学校を充用したものである。しかし実業補習学校と青年訓練所という二頭馬車的存在で、運営上問題が多かつたので、これを統合する要望が多く、昭和十年四月一日、勅令第四十一号号もつて「青年学校令」が公布され「青年学校規程」が制定された。「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ、徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ、以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的」とし、普通科二年（尋卒考）、本科男子五年、女子三年で、訓練科目に修身及び公民科、普通科、職業科それに男子は教練科、女子は家事裁縫科を学ばせた。多くは季節制であつたが、訓練季節でない時期にも毎月一回以上招集して教授及び訓練を行うことになつていた。訓練は多く地域の在郷軍人が委嘱された。その教育課程は次のようであつた。

男子

合 計	普 通 科		本 科				
	一 年	二 年	一 年	二 年	三 年	四 年	五 年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通学	九〇	九〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇
職業操業科	六〇	六〇	七〇	七〇	六〇	六〇	六〇
体育操業科	四〇	四〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
教 練 科							
合 計	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

合 計	修身及公民科	一	二	一	二	三
	普通学	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
	職業科	八〇	八〇	一〇	一〇	一〇
	家事及裁縫科	八〇	八〇	一〇	一〇	一〇
	家庭操科	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	合計	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇

戦時体制に入るとともに、昭和十年八月十二日、陸軍省令によつて「青年学校教練科等査閲規程」が制定され、各青年学校は二年以内に少なくとも一回は査閲を受けることになった。そして十四年四月から青年学校義務制が実施されたのである。その教練科の教授要目は次のようであつた。

各 個 教 練	第一年及第二年	第一年	第二年	第三年	以上
	敬礼(徒手) 基本各個教練(徒手) 戦闘各個教練(徒手)	敬礼(徒手及執銃) 基本各個教練(執銃) 戦闘各個教練(執銃)	分隊密集教練(徒手) 分隊戦闘教練(徒手) 小隊密集教練(徒手)	分隊密集教練(執銃) 分隊戦闘教練(執銃) 小隊密集教練(執銃)	小隊戦闘教練(執銃)
部 隊 教 練	併列及伍の教練(徒手) 分隊密集教練(徒手) 小隊密集教練(徒手) 部隊の敬礼(徒手) 閱兵・分列(徒手)	分隊密集教練(執銃) 分隊戦闘教練(執銃) 小隊密集教練(執銃) 部隊の敬礼(執銃) 閱兵・分列(執銃)			

### 第四節 昭和後期の学校と教育

昭和二十年八月十五日終戦となり、戦時教育令は廃止されて、十月十五日文部省は「新教育方針」を発表し、軍国主義教育を排除し、平和国家を目指した。その十月二十二日、GHQは「日本教育制度ニ対スル管理政策」を指令し、ご真影と教育勅語が返還された。二十一年三月六日、米国教育使節団が来日し、四月七日に米国教育使節団報告書を発表して、新しい民主主義教育の理念、教育方法、六・三・三制の教育制度など教育改革の基本方針を明示した。これに呼応して文部省は、五月十五日「新教育方針」を発表して民主主義教育の方向を示した。そして二十二年三月三十一日に「教育基本法」が制定され、「学校教育法」が公布されて、六・三・三制の学校体系と、義務教育九年制、男女共学制が規定され、四月十日から新制の小・中学校が発足したのである。

しかし復員、引き揚げ者や軍需工場から解雇された人々が焼土と化した狭い国土にあふれ、食糧危機とインフレーションによって、日本経済は最悪の事態に陥った。都市の学校では欠食児童が多く、学校では五日制や半日授業を实

陣中勤務	伝令・連絡 行軍 露	伝令・連絡 搜索（斥候） 警戒（歩哨） 行軍 露営 距離 測量 救急法
軍事講話	服務の大意 軍人の階級 船の種類並主要兵器の概要	軍隊生活 防空 陸軍各兵科の性能 典令範中必要な事項 海軍の任務 艦
其の他	瓦斯防護	瓦斯防護 兵器取扱法及手入保存法 地図の見解 軽機関銃 擲弾の使用法

施した。すみ塗り教科書が使われたり、修身が廃止され、国史や地理も一時停止された。精神的にも日本人の誇りと自信を失わせ、日本固有の美や伝統的なものが消滅し、児童生徒の心もすざんで、学校の教師も生活苦と自信喪失で新教育の目途もたたなく、模索しているというのが実情であった。それに新制中学校が発足しても施設がなく、仮校舎ですし詰め学級をつくったり、二部授業など不正常授業でしのげなければならなかった。これを解消するため町村は財政難に苦しみ、町村長が責を負って辞任する者が相つぎ、自殺する者さえあった。

昭和二十三年七月、「教育委員会法」が公布され、二十六年九月、講和条約と日米安全保障条約が調印された。二十五年の朝鮮戦争を契機として経済も復興に向かい、ベビーブームによる児童生徒急増対策もあって、二十八年に「公立学校施設費国庫負担法」、三十一年に「統合校舎建築費国庫負担法」、三十三年に「義務教育諸学校施設費国庫負担法」等の法律が制定され、経済の成長とあいまって、教育施設も整備されていった。また二十六年六月「理科教育振興法」が、二十八年八月「産業教育振興法」「学校図書館法」、二十九年六月「学校給食法」等が制定されて、教育設備も整えられ、教育内容も向上していった。それとともに独立国家としての自主的立場から学習指導要領の改訂も何回か行われて、六・三制が定着していった。

新学制によって二十二年四月から鳴沢小学校、鳴沢中学校、大田和小学校、大田和中学校が発足したが、中学校については両校とも小規模であるため、中学校教育の効率向上と進展を図るため統合の必要がでてきた。それで国の施策にもしたがって、昭和二十八年度から船津村外三ヶ村組合立河口湖南中学校が発足するわけであるが、その経緯は次のようである。

#### 発第一号

昭和二十七年一月十日

第一章 学校教育

町 村 別	一 年		二 年		三 年		就 学 生 徒 数
	男	女	男	女	男	女	
船津村	五四	五二	五六	五四	五八	五七	三三一
小立村	四八	五二	四四	五二	四二	三八	二七六
鳴沢村	二三	四〇	二八	二六	三四	三二	一八六
大嵐村			六五		三五七		二五
鳴沢村			四六四		三、二五一		一八三
小立村			六一一		三、六二七		二七六
船津村			九五一		四、九五六		三三一
町 村 名	戸 数		人 口		学 齡 児 童 数		

一、組合の名称 河口湖南中学校組合  
 二、関係町村名 船津村、小立村、鳴沢村、大嵐村  
 四、関係町村の戸数、人口、学齡児童数及び現在就学児童数

記

学校教育法第三十条の規定に依り船津村小立村鳴沢村大嵐村をもって船津村外三ヶ村中学校組合を設けたので同法施行細則第八条の規定により左の事項を具し御届け致します

す

船津村外三ヶ村中学校設立届

船津村小立村鳴沢村大嵐村をもって河口湖南中学校を設立致しましたので、学校教育法第三十条に依り別紙の通り提出致します

船津村外三ヶ村組合立中学校設立について

山梨県教育委員会教育長 田 中 哲 雄 殿

河口湖南中学校組合長 井 出 重 作

大嵐村 その他希望 により通学 する生徒 計	四	五	六	三	四	二	二五
一六九	一七九	一六四	一五五	一八三	一五九	一〇一	一三
四〇	三〇	三〇	二〇	四五	三〇	一九	五

五、通学の便否 便利である

六、学校組合規約 別紙の通り

七、関係町村議会の議決書 別紙の通り

八、その他特殊事項 文部省よりモデルスクールとして指定される(二十六年五月)

議決書

河口湖南組合立中学校を船津村 小立村 鳴沢村 大嵐村 西浜村の五ヶ村で組合立を以て南都留郡船津村船津一一六四番地へ建設するものとする

昭和二十六年五月二十日提出

鳴沢村長 渡 辺 億 一

昭和二十六年五月二十日議決

鳴沢村議会議長 小林 菊 幸

本議決書は鳴沢村議会議決書に相違ありません

昭和二十七年三月二日

河口湖南中学校組合長井出重作

(以下各村議決書略)

河口湖南中学校組合規約

第一条 この組合は河口湖南中学校組合と称する

第二条 この組合は船津村小立村鳴沢村大嵐村の四ヶ村をもって組織する

第三条 この組合は中学校に関する事務を共同処理する

第四条 この組合の事務所は河口湖南中学校内にこれを置く

第五条 組合の議会の議員定数は十七人とし、これを組合各村に左の通り配当する

船津村 五人 小立村四人 鳴沢村四人 大嵐村二人

第六条 組合議会の議員は組合各村の議会に於て、その議会の議員の被選挙権を有する者の中からこれを選挙する

第七条 組合の議員の任期は二年とする

第八条 組合議会の議員に欠員が生じたときは、その村の議会は直ちに補欠選挙を行はなければならない

第九条 この組合に組合長一名、助役二名、収入役一名を置く、組合長は組合議会に於て村長の被選挙権を有する者の中から選挙する。助役及び収入役は組合長が議会の同意を得てこれを選任する。組合長助役収入役の任期は各二年とする

第十条 この組合に必要な吏員を置き組合長がこれを任免する、前項の定数は条例でこれを定める

第十一条 この組合の費用は組合の財産その他の収入を以てこれに充て、尚不足のあるときは組合議会の議決を経て組合各村に分賦する

発第十四号

昭和二十七年三月三日

河口湖南中設置について

学校教育法第三条の規定により別紙の通り河口湖南中学校を設置する事になりましたので関係書類を添え御届け致します

一、目的 中学校教育の本質に鑑み之が伸展向上を計るため

二、名称 河口湖南中学校

三、位置 南都留郡船津村船津一六四番地

四、校地の図面 別紙添付

五、夏季及び冬季の風の方向 夏季北西の風、冬季西北の風

六、地質調査 1、地質の性質 船津熔岩層 2、地下水位 三〇米

七、水質調査 1、水質検査別紙 2、給水方法 水道 3、水量 一時間一四〇石

八、議会の議決書 別紙  
 九、その他特殊事項 なし

河口湖南中学校編成表

学級	第一学年			第二学年			第三学年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一	二三	二三	四六	二七	二四	五一	二五	二五	五〇			
二	二三	二三	四六	二七	二四	五一	二五	二五	五〇			
三	二三	二三	四六	二六	二四	五〇	二五	二五	五〇			
四	二三	二四	四六	二六	二四	五〇	二五	二五	五〇			
五	二二	二四	四六	二六	二四	五〇	二四	二五	四九			
計	一一三	一一七	二三〇	一三二	一二〇	二五二	一二四	一二五	二四九	三六九	三五七	七二六
鳴沢分校	一〇	一二	二二	一四	一六	三〇	一三	一四	二七	三七	四二	七九

議決書

一、鳴沢村立鳴沢中学校を廃止するものとする

理由

船津村外三ヶ村組合立河口湖南中学校設置によりその必要なためこれを廃止する

昭和二十七年二月二十日提出

鳴沢村長 渡辺儔一

昭和二十七年二月二十日議決

鳴沢村議会議長 小林菊幸



(船津村、小立村、大嵐村の議決書略)

中学校組合設立のときの鳴沢村議会の議決書をみると西浜村が入って五ヶ村となっているが、その後のものはいずれも船津村外三ヶ村となっているので、途中から西浜村はこの計画に参加になつたと思われる。

この河口湖南中学校は鳴沢小学校内に鳴沢分校をおいていたが、二十七年九月二十二日分校校舎が竣工し落成式を挙行した。この間河口湖南中学校では新校舎の建設を進め、二十九年度にはほぼ完成したので三十年四月末から鳴沢分校を廃して、実質的に統合されることになつた。

湖南中組合発第三号

昭和三十年四月二十八日

河口湖南中学校組合長 渡辺達善

山梨県教育委員会教育長 田中哲雄殿

船津村外三ヶ村組合立河口湖南中学校鳴沢分校廃止届

標記のことについて左記事由により今回鳴沢分校を廃止し本校に合併致したく関係書類を添付し御届けいたします

記

一、廃止の事由

昭和二十七年四月鳴沢分校設置の際三ヶ年間には本校々舎が完成するので合併することが条件であり、昭和二十八年六月一日組合議会に於て鳴沢分校は校舎の敷地共鳴沢村に寄附することに決定すみの為、第二期工事完成を期し本年四月末日限りで廃止することを決定した。

二、鳴沢分校廃止の時期

昭和三十年四月三十日

三、生徒の処置

年間契約によりスクールバス(所要時間三十分)によって全生徒が本校に通学する

中学校の統合とともに、小学校の統合も行われ、三十年四月二十一日、大田和小学校を廃して鳴沢小学校に統合

し、開校式が挙行された。大田和小学校の児童はスクールバスで登校することになったが、鳴沢小学校の新校舎が完成するまで低学年は分校として存続することにした。三十三年三月二十日、新校舎が落成したので、その四月一日から完全に統合することになった。

昭和四十九年度は鳴沢小学校の創立百周年の年である。五十年三月、盛大に記念式典を挙行し、創立百周年記念碑を建立するとともに、鳴沢村立鳴沢小学校「百年のあゆみ」を刊行した。

鳴沢小学校では、いままでの木造校舎が老朽化したので、これを耐震設計の不燃化校舎に改築し、近代教育の進展にともなう施設とするため、新校舎の建設工事が昭和五十五年八月一日に着工した。その施設のあらまは次のようである。

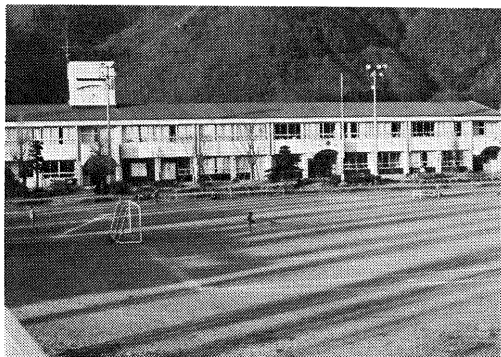
建築面積 二、二八八・二九㎡

構造 鉄筋コンクリート造二階建

一階 一、一〇五・七八㎡(普通教室二、特別教室二、保健室一、放送室一、管理関係・プレールームほか)

二階 一、一八二・五㎡(普通教室五、特別教室二、図書室一、会議室二、プレールームほか)

設計管理は富士吉田市古屋一級建築士事務所、工事施工は大月市湯山工務店で、その経費は、本体工事三億一千万円、設計管理費九百四十九万一千円、備品購入費二千三百万円であった。この新校舎は、昭和五十六年三月二十日に竣工式を挙行し、現在に至っている。



鳴沢小学校舎

第五節 学校教育の現状

一  
鳴沢小学校

校歌

一、学びの窓に 仰ぎ見る

雄々しき姿 富士の嶺

古い歴史を 礎に

強く正しく 励んでゆこう

あゝわれら 鳴沢小学校

二、朝日に映える 裾野原

伸びゆく力 若い芽よ

共に手を取り 学舎の

高き理想に 誇りを持つとう

あゝわれら 鳴沢小学校

三、緑の風に 胸張れば

希望に光る 大樹海

清き心を 磨きつつ

明日の日本を 担って行こう

あゝわれら 鳴沢小学校

三浦康照 作詞  
山本文晴 作曲

(一) 児童数・学級編成および職員（昭和六十一年度）

学年	男女		計
	男	女	
一	七	一六	二三
二	一一	一一	二二
三	一〇	一一	二一
四	一七	一七	三四
五	一六	一五	三一
六	一一	一三	二四
計	九八	九七	一九五

校長渡辺武一 教頭若林正己

教諭七人 村担教員一人 養護教諭一人

栄養職員一人 事務職員一人 司書一人

用務員一人 調理婦一人 計一六人

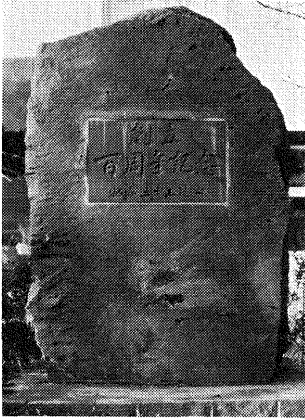
(二) 教育目標・学校経営の方針等

教育目標

- よく見、よく聞き、よく考えて自主的に行動する力をも身につけた創造性豊かな子ども
- 心身とも健康で思いやりのある子ども
- よく考え、判断して行動する子ども
- 自他の立場を理解し、きまりを守り、仲よくする子ども
- ねばり強く、最後までやり通す子ども
- 自然や文化を大切にす子ども

学校経営の方針

- 一、職員相互の信頼と協力のなかで、児童を中心にした、活力ある楽しい学校づくりを推進する
  - 二、教育目標、指導重点が学校経営・学級経営に生かされるよう努める
  - 三、全職員の意見を尊重し、積極的な創意の発揮と、責任の遂行をはかる
  - 四、教育活動を高めるために、常に研修に励み、教師としての資質の向上をはかる
  - 五、地域社会・PTA等の協力をえて、緊密な連携のもとに、教育活動の向上に努める
- 指導重点
- 一、各教科の指導内容を精選・整備し、ゆとりのあるわかる授業を推進する
  - 二、学習過程を尊重し、指導法・指導形態の改善を図り、自ら学ぶ意欲や態度を育てる



創立百周年記念碑

- 三、道徳の体系的な指導により、実践的生活態度の育成を図る
- 四、特別活動を一層充実し、個性の伸長を図り、自主的な実践力を育てるとともに、社会の一員としての連帯感を養う
- 五、楽しい体育を通して、継続的に運動をし、そのなかでたくましい心を育て、体力の向上を図る
- 六、学校教育のあらゆる活動を通して、基本的な生活習慣を身につけさせるよう努める
- 七、図書館利用を通して、思考力を高め、また広い知識を身につけさせる

(三) 統合後の学校沿革概要

- 三〇年四月一日 大田和小学校を廃し、鳴沢小学校に統合、四月二一日開校式を挙行す
- 三三年三月二〇日 現新校舎（普三、現一）落成す、四月一日大田和分校を廃して実質的に本校に統合す
- 三四年一月 運動場拡張工事行わる
- 三五年一月二八日 屋内体育館の落成式挙行
- 三六年七月二四日 鼓笛隊編成披露演奏会を催す
- 三八年四月二日 学校給食用調理室・食堂完成、完全給食開始
- 三九年一月二日 食堂増築落成により全校児童一堂に会して完全給食実施
- 四一年九月二〇日 校旗・校歌制定樹立の記念式典を挙行する

四三年四月一日 県学校給食実験学校に指定される。十一月二〇日その

公開研究発表会

- 四三年八月二八日 プール完成
- 四七年一〇月二六日 優良子ども銀行として郵政局より表彰される
- 四八年一月一四日 学校給食優良校として文部大臣から表彰される
- 四九年四月〜五十年三月 学校創立百周年記念行事及び式典を挙行
- 四九年七月五日 子ども郵便局、関東郵政局長より表彰される
- 五三年四月一日 昭和五三・五四年度県教委より教育課程研究校として指定される

五五年八月一日 新校舎建設工事着工（建設面積二、二八八・二九㎡、鉄筋コンクリート造二階建）  
五六年三月二〇日 新校舎建設工事完成（建設費三四二、四九一、一〇〇円）

五七年八月 体育館改修工事を行う

五八年九月四日 グラウンド改修工事完成

五九年一〇月三一日 昭和五八・五九年度県教委より指定の学校体育地域推進校の公開研究発表会

(四) 歴代校長

鳴沢小学校

初代、菅田高次郎

二、泉 文作

三、中込 徹

四、小佐野勝平

五、辰巳 円数

六、窪寺和一郎

七、北条 氏光

八、秋山丑太郎

九、小川 義苗

一〇、高橋 栄氏

一一、高野 虎男

一二、三浦 健

一三、三浦 恵城

一四、清水作太郎

一五、宮下八百八

一六、三浦 恵城

大田和小学校

初代、渡辺 文海

二、斎藤 海学

三、武川 清平

四、中村多一郎

五、宇佐美富士松

六、小久保清旭

七、小佐野道蔵

八、中村徳次郎

九、三浦 豊蔵

一〇、大森 莊治

一一、三浦 円吉

一二、加々美元吉

一三、大久保嘉蔵

一四、堀内伸三郎

一五、加藤正太郎

一六、渡辺 信義

明治

明治

第一章 学校教育

(五)

学校給食

昭和三十八年四月、学校給食用給食室（調理室）、学校食堂が完成して、完全給食が実施された。その現況は次のようである。

- 一七、渡辺 平蔵（四二、四〇四五、三）
- 一八、藤原 学則（四五、四〇七、三）大正
- 一九、三枝 惣吉（七、四〇一三、三）
- 二〇、三枝 文義（一三、四〇一四、三）
- 二一、堀内 利作（一四、四〇二、三）昭和
- 二二、分部 蝶治（二、四〇四、三）
- 二三、浅川 元軌（四、四〇七、三）
- 二四、林 義雄（七、四〇一六、三）
- 二五、小俣 英雄（一六、四〇一九、三）
- 二六、渡辺 平治（一九、四〇二一、三）
- 二七、渡辺 明喬（二一、四〇二二、三）
- 二八、渡辺 栄一（二二、四〇三八、三）
- 二九、津金 正明（三八、四〇四〇、三）
- 三〇、古谷 文一（四〇、四〇四二、三）
- 三一、堀内 重誠（四二、四〇四七、三）
- 三二、渡辺 勝雄（四七、四〇五三、三）
- 三三、中沢 進（五三、四〇五三、一〇）
- 三四、梶原 哲郎（五三、一〇五七、三）
- 三五、宮沢 弘（五七、四〇六一、三）
- 三六、渡辺 武一（六一、四〇現在）

- 一七、内田 茂木（四〇、四〇四一、三）
  - 一八、小沢 芳三（四一、四〇大正六、三）大正
  - 一九、宮本 庄蔵（六、四〇一二、三）
  - 二〇、貴家 富衛（二二、四〇一三、三）
  - 二一、三浦 義禄（二三、四〇一四、三）
  - 二二、小林 高德（二四、四〇六、三）昭和
  - 二三、倉沢 茂（六、四〇一七、三）
  - 二四、斉藤 正治（二七、四〇一八、三）
  - 二五、小佐野源太郎（一八、四〇二三、三）
  - 二六、渡辺 一義（二三、四〇二六、三）
  - 二七、寺村 忠良（二六、四〇三〇、三）
- （三〇、四、二二大田和小廢校）



学校食堂で児童給食

(イ) 学校給食の現況（昭和六十一年度）

完全給食、給食児童数一九五人

栄養職員一人 調理従事員二人

一食当り措置内容二〇円×一九六食分

総負担額七八万円（一九五人×二〇円×一九六食分）

自校炊飯（米飯給食）週二回

児童一九五人、教職員一六人計二二一人

牛乳供給量、二二一人、二三〇日分

四八、五三〇本、一九三、五九二円

(ロ) 給食施設設備

○施設 給食室（調理室）一〇〇㎡

学校食堂 二二〇㎡

三十八年度国庫補助事業として建設。

○設備、回転釜二、揚物機一、焼物機一、蒸し物機（器）二、流し二、調理台  
 二、作業車一、野菜さいだん機一、球根皮むき機一、フードカッター一、かくはん機（ミキサー）一、食缶一〇、食器  
 洗浄機一、食器食缶消毒保管機一、パンラック一、牛乳用保冷库一（四十六年度補助事業）、ポイラー一、立体炊飯機  
 （炊飯給食設備は五十一年度補助事業）、洗米機一、穀類格納庫一、食卓四六、椅子二四六、配膳八。





河 口 湖 南 中 校 舎

二 河 口 湖 南 中 学 校

校 歌

作詞 北川 冬彦  
作曲 中田 喜直

一、われらの眼に ころろよい 樹の海よ  
この若木のように 生き生きと 強く

むつみあい 学びゆく

おゝ たのしい学園

河口湖南中学校 河口湖南中学校

二、われらの踏む足もとは 熔岩だ

この巖の ように ころろざし 固く

はげみあい ひたすすむ

あゝ けなげな学園

河口湖南中学校 河口湖南中学校

三、われらの 日々に仰ぐは 富士山だ

この 姿のように 希望は 高く

世界にひらく窓

おゝ 気高い学園

河口湖南中学校 河口湖南中学校

(一) 学年別・学級別生徒数(昭和六十一年度)

学年	学級		計
	男	女	
一年	一八七	三五一	五三八
二年	二二二	四二二	六四四
三年	二〇二	三四二	五四四
計	三六六	七五五	一一二一

地域別家庭純数(一年生を基準として同一家庭をひとつする)

地区	学年			計
	一	二	三	
船津	一一三	二八一	一〇六	三〇二
小立	七七	七六	五五	二〇八
鳴沢	三五	三七	二八	一〇〇
大嵐	八	三	一	一二
計	二四三	二四四	一九〇	六七六

(二) 教職員数

職名	人数		計
	男	女	
校長	一		一
教頭	一		一
教諭	一	九	一〇
養護教諭		一	一
栄養職員		一	一
事務職員	二	一	三
計	二	一二	一四
司書		一	一
用務員	一		一
運転士	二		二
調パン士	一		一
調理員	四		四
計	七	一	八
合計	四二	一九	六一
校医	二		二
歯科校医	一		一
薬剤師	一		一
計	四		四

校長中村五郎、教頭大村榮

(三) 河口湖南中学校組合(昭和六十一年度)

- 組合長 古屋重雄(河口湖町長)  
 助役 小林美知(鳴沢村長)、三浦寅三(足和田村長)、渡辺正明(恩賜林組合長)  
 収入役 山中幸雄(小立)・監査委員 外川凱昭(船津)

教育委員長 渡辺勝義（鳴沢）、委員長職務代理 渡辺利治（船津）、委員 渡辺操（小立）、三浦太一（大嵐）  
教育長 中村和行（船津）  
④ 教育目標・学校経営の方針等  
教育目標

「心身ともにたくましく、創造性にとむ情操豊かな生徒」の育成をめざして

(1) 自主性に富んだ生徒。自ら考え、正しく判断し実行できる生徒。すすんで学習にとりくむ生徒。健康なからだと強い精神を持つ生徒

(2) 協力できる生徒。責任を重んじ、すすんで仕事をする生徒。思いやりのある生徒。集団生活の中で、きまりを守る生徒

(3) 礼儀正しい生徒。気持のよいあいさつができる生徒。中学生らしい身なりをする生徒。明るく、はきはきした生徒

指導重点

(1) すすんで学習にとりくむ生徒

(2) 責任を重んじ、すすんで仕事をする生徒

(3) 思いやりのある生徒

学校経営方針

(1) 活力ある学校の創造 公教育者としての誇りと責任を自覚し、教育効果を一層高めるために、常に研修に励み、情熱をもって教育活動を推進する 教師・生徒の相互の信頼と協力により、明るく楽しい学級づくりにはげむ

(2) 環境の整備 教育環境の整備・美化につとめ、すがすがしい学級づくりにはげむ

(3) 学習指導の確立 各教科の指導計画を整備し、「わかる授業の推進」につとめる 施設・設備の効果的活用につとめる 道徳、特別活動の体系的な指導により、円満な人間形成をはかる

(4) 生徒指導の確立 全職員共通理解のもと、人間的なふれあいによる一貫した生徒指導を根気よくすすめる 教育相談の充実につとめる 家庭・地域との連携を密にし、実効的な生徒指導をすすめる

校内研究主題

生き生きとした活動のできる生徒の育成をめざして、特別活動・道徳教育の充実

(四) 昭和学校沿革の概要

昭和

- 二六年六月九日 船津村・小立村・鳴沢村・大嵐村の四カ村で河口湖南中学校組立設立
- 二七年四月一日 船津中・小立中・鳴沢中を廃止し河口湖南中学校創立、授業開始
- 二七年九月一日 普通教室二棟、管理棟完成
- 二七年九月二二日 鳴沢分校校舎完成
- 二七年一〇月三日 校章制定
- 三〇年二月一五日 校旗、校歌制定発表会
- 三〇年四月一日 鳴沢分校を廃止し、本校に統合
- 三一年九月一日 スクールバス運転開始
- 三二年二月六日 学校給食開始
- 三三年一月一九日 特別教室・給食室落成
- 四一年八月三一日 プール完成(五〇m×二〇m、日水連公認)
- 四四年一〇月九日 鉄筋四階建新校舎建設に着工(現在校舎)起工式挙行
- 四五年一〇月一日 Lし教室完成
- 四五年一二月二〇日 放送施設完成
- 四六年四月二九日 新校舎及び新体育館の竣工式を挙行
- 四八年一月 教育機器(カラーテレビ二四台、教材提示装置、体育館VTR)の補充設備完了
- 四九年六月三〇日 一階特別教室を第二機器室とし、アナライザー一式取付完了
- 四九年九月二四日 県指定「教育機器活用の実験学校」及び文部省指導「道徳教育研究学校」の公開授業を実施
- 五一年一月一七日 全国栄養改善大会で、優良集団給食施設校として厚生大臣賞受賞
- 五三年九月三十日 教育機器全面改善(カラー化)
- 五六年一月 第三六回国民体育大会冬季大会開会式が本校校庭で挙行される
- 五六年一〇月三日 スクールバス(二台)購入、入魂式挙行さる

(六) 歴代校長  
 五六年一二月一四日 格技場の竣工式を挙行  
 五八年四月一日 昭和五八・五九年度心の健康教育推進校に指定される  
 五八年一二月九日 昭和五八年度山梨県学校保健推進優良校として受賞  
 五九年三月一六日 昭和五八年度学校教育統計調査優秀校として文部大臣賞受賞  
 五九年九月六日 昭和五九年度学校給食優良校として文部大臣賞受賞

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
羽田 光	昭二七、四、一	昭二九、三、三一	南都留教育課長より富士吉田市教委指導課長へ
瀧口 猛雄	〳二九、四、一	〳三五、三、三一	吉田中学校長より東桂小学校長へ
板倉 忠千代	〳三五、四、一	〳四一、三、三一	西桂中学校長より退職
堀内 国光	〳四一、四、一	〳四五、三、三一	船津小学校長より退職
小沢 茂	〳四五、四、一	〳四六、三、三一	大石小学校長より退職
宮下 利次	〳四六、四、一	〳五二、三、三一	西桂中学校長より下吉田中学校長へ
渡辺 利治	〳五二、四、一	〳五六、三、三一	南都留教育事務所長より退職
渡辺 政彦	〳五六、四、一	〳五九、三、三一	山中湖中学校長より退職
中村 五郎	〳五九、四、一	現在	勝山中学校長より